

秦檜の講和政策をめぐって

衣川 強

一、はじめに

二、北宋における秦檜

三、秦檜の登場——南宋——

四、秦檜の再登場

五、講和派と反秦檜派

六、おわりに

一、はじめに

秦檜は南宋初期の宰相である。愛國の英雄岳飛を謀殺したことで有名である。恥も外聞もかなぐりすてて異民族國家の金と屈辱的な講和を締結したとも非難されている。いずれにせよ、岳飛が國民的英雄であるのに對して、秦檜は恥ずべき賣國奴としていやしまれて來た。

いったい、秦檜に對する評價は、秦檜が金から歸國して以來、同時代の人々が色々批判したり、賛同したりしたことに始まる。しかし、同時代の人々には、それぞれに利害や損得がからみあっているので、それらを一つ一つ取り上げてみてもきりのないことである。少し時代がさがると、有名な朱熹が登場する。秦檜が一一五五年に死に、朱熹は一一三〇年の生れ、一二〇〇年に死んだから、少し時間がずれる。南宋最大の學者のみならず、中國史の上においても有數の大學者、大思想家である朱熹が、秦檜をどう評價していたかは興味がある。「秦檜は、昔は品行純正な人であった。その時に

は、立派な知りあひもいたが、晩年には、彼から離れて行き、すべてだめになった^①。「秦檜は士大夫の小人である^②」というのが朱熹の秦檜評である。そして、秦檜といえは屈辱的、あるいは賣國的講和と結びつけられるが、この秦檜の講和については、「秦檜は、和議を唱導して國を誤らせ、夷狄の力をたのんで天子をくらまし、ついには、人の守るべき道を踏みにじって、親を忘れ、君をあとまわしにした。これは、秦檜の大罪である^③。」と論じて、講和を非難している。同時代の人と言ってもよいほど時間的な隔たりがなく、しかも、大義名分を論じることが一つの學問上の課題であって、熱心な主戦論者でもあった朱熹^④にとっては、當然すぎるほどの論評であろう。そしてこの朱熹の秦檜評は、恐らく南宋、あるいはそれ以後の秦檜批判の基本となったのではないかと思われる。それは、後世における朱熹の思想史上の位置と、その學問大系の發展とをみても明らかである。

次の元の時代には、「宋史」の編纂方法をみても明らかのように、朱子學のあるいは道學的立場の影響が濃厚である。「忠義の言葉が肺腑から流れ出し、まことにかの諸葛孔明の風格がある。しかし、ついに秦檜の手によって死んだ。おもうに、岳飛と秦檜は並び立つことができなかった。岳飛が志を得ておれば金に對する仇うちができたし、宋の恥を雪ぐこともできた。秦檜が志を得れば、岳飛の死があるだけだ」、岳飛が殺されるとは「なんという濡れぎぬ、なんという無實の罪」と、宋史岳飛傳の論贊で主張している^⑤。これだけなら、それほどひどい言葉ではない。ところが、秦檜は「姦臣傳」に入れられ、「二度、あわせて十九年間も宰相の位におって、天子をおどし、悪だくみする心をいだき、講和をとなくて國家を誤まり、かたきを忘れて人の行うべき道をこわした。當時の忠臣や良將の、ほとんど全部が根絶やしにされ、頑迷固陋にして愚か、しかも破廉恥なやからが、秦檜の手先になった」と論難されている^⑥。元史の材料は、いうまでもなく宋の時に準備されたが、こうした論評と配列は、元の時代の風潮の反映である。明代になると、秦檜の評價はいよいよ暴落し、岳飛のそれはいよいよ高まって行った。宋と同様に、漢民族國家であり、しかも異民族の壓迫を拂拭できない明にあ

つては、宋の時代の雰圍氣が十分にわかるし、すぐれた指揮官で、しかも主戰論を展開し、ために秦檜に殺された悲劇の英雄ということで岳飛の株は天井知らずの高値を呼んだのであろう。明の半ば、正徳八年（一五一三）には、浙江省杭州の西湖のほりにある岳王廟の前に、秦檜とその妻王氏、および万俟卨の三人のひざまづいた銅像がつけられ、萬曆年間（一五七三—一六二〇）には、張俊の像を加えた。こうして、一般の人々にも、岳飛が英雄で、秦檜が陰險な悪人であるという考えが浸透していったのである。

ところが、岳飛の墓前に秦檜像がつけられる時より少し前、有名な儒學者邱濬は、秦檜を評して「南宋の再建は、秦檜の力による」ものであると言っている。しかし、この邱濬の言葉が、わざわざ他の人の著作に引かれているということは、とりもなおさず邱濬の意見が一般論として通用しないことを物語るもので、特別な考え方をするある學者の意見としてとらえられたと理解すべきであろう。

清朝になっても、王夫之（船山）は「天にはびこる程の大悪人」と論じ、王士禎は「秦檜が醜陋という諷をもらったのは、天下萬世の公議だ」と言っている。やがて、清朝考證學の發展とともに、歴史の新しい研究もはじまり、秦檜の評價にも少し變化が出てきた。直接に秦檜を論じてはいないけれども、錢大昕は「宋と金とは仇敵であるから、筋道からは講和すべきではない。しかし紹興年間の君臣は、懸命に和議を押しとおしたので後世からそしりはずかしめられている。

（略）時勢をみれば、これは誤算ではなかった。（略）だいたい道學の諸先生は和議ということを口にするのを恥じるものである。」と云う。また、趙翼は「哲學的觀念論（義理の説）と現實論（時勢論）とは、しばしば乖離するものであるから、全部が全部觀念にとらわれてはいけないものがある。なんとすれば、觀念というものは、それに現實を重ね合わせることによって、最高の觀念（眞義理）になるのであるから。（略）宋が國として成り立つのは、終始、和議によるのであり、和議でなければ亡んでしまう。（略）いたずらに、和議を恥辱と考え、みだりにこれを非難するのは、まことに義

理というものを知ってはいるが、現實の時勢を知らないものである。言っていることは正しいけれども、その内容は實行できないのである。」と言っている。いづれも、秦檜を論評するものではないが、悪名高い秦檜の講和を堂々と辯護し、しかも、秦檜を攻撃する側をたしなめている。

錢大昕や趙翼の議論があったけれども、やはり、一般では秦檜が悪者であることにはかわりがなかった。ただ、歴史の研究の分野では、もはや、感情的な秦檜への非難が困難になってきたことは確實である。民國時代になると、陳登原・朱楔兩氏が時を同じくして、秦檜論を展開し、陳氏が錢・趙兩大家の流れを汲んで、秦檜に對して理解ある立場を主張したのに對し、朱氏は、傳統的な流れに沿って、秦檜を姦臣と斷定した。兩氏とも、資料をいろいろ操作して研究されている。このあと、外山軍治氏が、秦檜と岳飛という二人の相容れない人物をとりあげて、宋金双方の資料を駆使して、公平に判斷しようとされている。従來の評価より秦檜が持ち上がり、岳飛のそれがさがったのは、當然である。

新中國になると、秦檜の評価は大暴落をきたした。まず顧友光氏は、講和論派を「投降派」と呼び、秦檜を「賣國賊」「大惡人」ときめつけ、岳飛が「中國人民の秀れた傳統をそなえた民族の英雄である」と主張する。鄧廣銘氏は、秦檜一派を「賣國集團」と呼び、「秦檜の和議は屈辱的であり、『賣國投降的』である」と言う。そして、「岳飛は、民族的な戰場において、輝やかなしい勳功を立て、しかも、人格崇高な歴史的人物である」とし、宋金戦争を「中國の人民を女眞の野蠻な侵略から守る防衛戦だ」としている。そして、岳飛が、この「野蠻な侵略者を撃退し、自分の同胞と祖國を心から熱愛していた」ことを主張しているのである。沈起煒氏は「岳飛が最も忠誠な人物であり、秦檜一派は『投降』『賣國』派で、秦檜は賣國賊である」とする。さらに、この「宋金講和における『投降賣國』派の動きはまさに抗日戦争中の國民黨反動派の對日投降政策と同一である」という。何竹淇氏は「岳飛は無限の忠誠心と、祖國への熱愛、人民と連帶し、人民の力量によって強い軍隊をつくり、祖國と人民を防衛した、民族の英雄である」という。また、秦檜一派は「賣國投降集團」だと

する。⁽¹⁹⁾このように、新中國においては、清朝の、少くともそれまでの心情的解釋に比較すれば、相當公平な見方ができるようになったと考えられる歴史研究の成果を、すべて覆えて、秦檜は賣國奴、岳飛は民族的英雄という圖式を固定化してしまった。いろいろな見方や考え方が、秦檜に對して展開されて來たが、顧友光氏以來の觀點は全く固定化のそしりをまぬがれないであろう。

本稿では、秦檜の立場を辯護したり、岳飛を批判する意圖はもちろんない。強いて言えば、秦檜が賣國奴であろうと、そうでなかつたらうと、全くかかわりを持たない所で、歴史が展開していたのではないか。「賣國投降集團」と言いながら、何か代表者の秦檜ばかりが非難されているが、當時の官僚構造をもう少し分析してみると、こうした心情的歴史理解が少しは克服できはしないか。そして、「賣國集團」とそれに對立する集團の問題は、單に、宋金抗爭の場においてだけでなく、南宋全體の動きに非常に大きなかわりを持っているのではないか。このような考えに立つて、今一度、秦檜とその一派について、官僚社會と、官僚構造の方向から接近して検討してみたいと考えている。便宜的ではあるが、いちおう秦檜の眞面目ともいふべき對金和議がなつた時期までをとりあげ、(一)北宋時代における秦檜、(二)金より歸國してから宰相になり、それを罷免されるまで、つまり第一回目の宰相時代と言ってもよい時期、(三)第二回目の宰相時代、ただし講和の締結まで、の三つの時期の秦檜の經歷を調べあげ、最後に、いわゆる秦檜派と言われる集團と反秦檜派ともいふべき集團との内容の分析と、秦檜の用意周到な政界操作術の一端に觸れて、當時の官僚機構の問題についても接近してみたい。

二、北宋における秦檜

はじめに、秦檜の經歷をしらべておきたい。宋史卷四七三に秦檜の列傳が載せてあるが、この列傳が、おそらく秦檜の傳記の唯一のまとまったものであろう。そこで、宋史秦檜傳を基礎に、主として政治家としての履歷をたどってみよう。記述中、資料をあげてないものが数多くあるが、北宋期に關しては、靖康要錄、南宋期については、建炎以來繫年要錄、また兩期にまたがって三朝北盟會編に依據している。日付が明記してあるものは、この三書の當該年月日の條に資料が書いてある。まず北宋における秦檜である。秦檜は紹興二十五年（一一五五）十月丙辰の日に六十六歳で死んだ²⁰。これから逆算すると、彼の誕生は哲宗元祐五年（一〇九〇）ということになる。江寧の人であったと書いてあるから、本籍は江南東路の江寧府、現在の江蘇省南京市である。政和五年（一一一五）、二十六歳で、高等文官試験にかなり良い成績で合格した²¹。この頃は、宋代の科擧制度や學校制度が、目まぐるしく變更された時代であった。そして、大觀三年（一一〇九）、政和二年（一一一二）、五年（一一一五）、八年（一一一八）、宣和三年（一一二二）の五回にわたって、科擧の制度は廢止され、官僚の採用は、中央の太學の最上級とも言うべき上舍生を試験して、合格者を任用するという方法が取られた²²。したがって、秦檜は、この制度によって官界に登場したのである。

最初の職務は、京東東路の密州（山東省諸城縣）に置かれた州の學校の教授であった。仁宗的天聖年間（一〇二三—一〇三三）頃からはじまった地方學校の設立は、慶曆年間（一〇四一—一〇四八）以來、全國の州や縣にかなり普及し、神宗の熙寧年間（一〇六八—一〇七七）には、地方教育をほとんど一手に引き上げるまでに擴充された。もちろん、こうした學校制度の整備擴充は、王安石をはじめとする新法派の重要な政策であった。そして、元豐元年（一〇七八）には、各

地の府や州の學校の教授五十三人が設定され、その中に密州の學校も入っている。ただ、密州の場合、學校の創設は景祐年間（一〇三四—三七）にまで遡れるので、ずいぶん早い時期に建てられていた。いわば傳統ある學校の一つであった。このあと學校制度は、新法黨と舊法黨の政權交代の波をまともにかぶって改變常ならざる状態であったが、新法派の蔡京の登場によって、大いに普及し、建中靖國元年（一一〇一）以後、地方州縣にはことごとく學校を設置することになり、やがて、科擧を停止して、官僚の採用はすべて學校に由ることにした。²³ ちょうどこの時に、秦檜が官界へ入ってきた。そして、地方の學校が、重要な位置を占めてきたこの時期に、秦檜は「密州教授」に任命されたのである。宣和五年（一一二二）になると、こんどは詞學兼茂科という特別の才能あるものを選抜する試験に合格した。²⁴ もともと、科擧という高等文官採用試験には、進士科のほかに明經科、明法科、九經科など多くの科目があった。²⁵ これは、前の時代の唐代でも同じことであった。宋代になると進士科が科擧の主流を占め、科擧と言えば進士科のことを指す程になった。しかし、北宋の前半では唐代の傳統もそれなりに存續し、進士科以外の多くの科目を、一括して諸科と呼んでいたのである。それが、北宋の中期、神宗の熙寧二年（一〇六九）になって、科擧制の大改革が行われ、諸科を漸次廢止することにして、科擧は進士科に統合することになったのである。こうした科擧の流れに平行して、科擧制度の網では掬い上げることのできない非常特別な人物を選抜するために制科というものがあつた。ただ、非常特別の大才を掬い上げるとは言え、中味は博識辭藻の人を選ぶということであつたといわれている。いずれにせよ、この制科は名目が名目だけに、合格者は少なかった。この制科の一つとして、徽宗大觀四年（一一一〇）に詞學兼茂科が設けられた。當時、進士科は儒教の古典、經書の大義を答えさせる經義を用いていたので、實學有文の士がまれであつたため、この科目を開設したと言われている。秦檜はこの詞學兼茂科に合格した。宣和五年の合格者は秦檜一人であつた。²⁶

このあと、國立中央大學とも言うべき太學の學正になった。太學はもとは國子監と稱せられたものが、四代仁宗慶曆四

年の時に擴張されて太學が造られたのである。太學には、國子祭酒、國子司業、國子監丞、國子監主簿という國子監と呼ばれた時代の名残りをもった定員各一人の官僚が置かれたが、これらは、運營面を擔當するもので、教育の任に當るものとして、太學博士（十人）、太學正（五人）、太學錄（五人）以下があった。²⁷⁾ 詞學兼茂科を合格した秦檜は、教育擔當の太學正に任命されたのである。

宣和七年正月（一一二五）、金は遼を滅ぼした。この年の十二月、金軍は大舉して宋に侵入した。そして、翌靖康元年（一一二六）の正月三日には、滑州に居た何灌が逃げ出したのに乗じて、黄河を渡って南進し、七日には首都開封に到達した。同時に、金では使者を派遣して、講和を提議した。正月八日、金の使者吳孝先が來たのがそれである。この日、太學正であった秦檜は、對金外交の要諦四策を奏上した。²⁸⁾ 一は、金國の要求は次々に çıkされてくるから、ただ燕山路だけを割譲すればよい。二は、金國は隙あらば必ずあざむくから、防衛體制をゆるめてはならない。三は、宋側では、一時しのぎの策略を用いることを避けるため、文武百官を集めて根本方針を決定し、それを講和の文書に書いてうそいつわりのないことを示す。四は、不測の事態があるかも知れないから、金國の使者を宮城の中へ入れたり、宮殿に上げたりしない。このようなものであったが、この秦檜の議論は取り上げられなかった。

正月十四日、²⁹⁾ 後に南宋初代皇帝高宗になった康王趙構と張邦昌が、金軍の總司令官幹離不の幕營に人質として、また講和の使者として趣いたとき、秦檜は職方員外郎に昇格して、張邦昌の事務を取りしきるための勾當公事に任命された。しかし、秦檜は、この任務が、土地の割譲を第一の目的としたもので、自分が先に表明した議論と矛盾し、自分の考えにもとるものであるという理由で、この任務を辭退した。³⁰⁾ 行政府たる尙書省の兵部に屬する職方員外郎に格上げになったが、勾當公事という仕事は辭退したのである。この頃、金側の要求をのんで講和しようとする者と、拒絶して戰鬥を續けようとする者との間で、盛んに議論が行われた。しかし、結局、優勢な金軍に首都を包圍されているという事實が講和派を有

力にし、北邊の軍事據點を割讓し、欽宗の兄弟の一人が人質になり、膨大な財貨の提出に應じようと言ふことになつたのである。

二月四日、秦檜は程瑀らと共に割地使に任せられた。割讓の實施を計るための任務である。二月七日、欽宗の弟肅王樞が、張邦昌らと共に金軍の幹離不の陣營に趣いた。この時、秦檜らも隨行した。秦檜の任務は河間府の割讓であつたし、程瑀は中山府の、路允迪は太原府の割讓をそれぞれ擔當することになつた。

二月十日、金は肅王が人質となり、要求した三鎮を割讓するという詔を得たので、獲得した財貨の總額が要求した額に満たなかつたけれども、軍隊を引き上げた。このとき、肅王が人質になつたので、康王を歸還させたが、肅王はそのまま拉致され、當然のことではあるが、秦檜らも黄河を渡つて北方へ向つた。

長編紀事本末五月丁丑の條に、「初め、幹離不が中山府・河間府まで歸りついたところ、この二府の兵や民は固く守つて降伏しようとしなかつた。肅王と張邦昌と割地使たちが、みづから城廓の下まで行つて説きさすと、すぐさま矢や石が投んできた」と書かれている。割地使とはこうした降伏に従わない軍や民間の人々に、割讓の實を擧げるために、通知説得してまわるのが仕事であつたらしい。そして、この記録の割地使には當然、秦檜も入つていたと考えられる。

四月十五日、幹離不は燕山府（現在の北京）に歸つた。宋史の秦檜傳には「秦檜に命じて、禮部侍郎と言ふ當座の肩書きで、程瑀と共に割地使にし、肅王に従つて行かせた。金の軍隊は撤退し、秦檜・程瑀らは燕まで行つて歸還した」と書かれている。肅王は二月十一日、人質として連行されている。恐らく秦檜らも同行したのである。そして、宋史秦檜傳の「燕まで行つた」という記事は、幹離不に従つて、幽州燕山府まで行つたことを指すのであろう。このあと、すぐ引き返して國都へ歸つたらしく、五月十一日に、火急の際に職方員外郎にもらったが、國難の折、我が身の昇進など問題外であるから、この昇格を取り消してほしいと言つてゐる。つまり、秦檜は五月十一日以前に歸還していたのである。

歸還した秦檜は、監察を任務とする御史臺の長官（御史中丞）の李回と、公文書の起草を職務とし、同時に大臣への登龍門である翰林院の最高官（翰林學士承旨）の吳开との推薦で、殿中侍御史（御史臺での第三位）を拜命した。

中山・河間・太原の三鎮二十州五十六縣を割讓し、欽宗の兄弟を人質とし、公私の財貨を洗い浚い差し出した上で、金との講和が成り、金の軍隊は引き上げた。金軍が退いて、目前の脅威がなくなり、しかも地方からの勤王軍が開封へ集つてくると、再び宋側は元氣を取り戻し、主戦論者が起用された。割讓を約束した三鎮の將兵に固守することが命じられ、一方ではもとは遼の一族で今は金に降っている耶律余覲なる者に、宋への寝返りを進めた。こうした背信行爲はこれだけに限らず、しかも徽宗の時からたびたび行われ、そのほとんどを金側は知っていた。耶律余覲の一件と、今一人、舊遼の梁王雅里なる者へ、同様にして手紙を送った一件とは、金をして再度、宋への攻撃を決心させた。八月七日、金國皇帝の攻撃命令が幹離不と粘罕に下った。九月三日には、二百六十日にも及ぶ太原攻防戦が終り、北方の最も重要な據點太原府が陥落し、十月五日には、鎮州眞定府も陥落し、二軍に分れて南進する金軍を防ぎ止めるものがなくなった。十一月二十四日、金軍が宋の首都を取り圍んだ。

こうした状態の中で、太原と眞定が陥落して、對金防禦の據點がなくなると、再び宋側では、講和派が優勢になった。しかし、金側の態度は強硬で、やがて、首都の開城、徽宗欽宗以下ほとんどの皇族の連行という事態に至るのである。

さて、秦檜は、金軍が再度南下して宋を攻撃しはじめた時、殿中侍御史であって、その後も二ヶ月ほどこの職務に就いていた。太原に次いで眞定府も陥落し、いよいよ金軍が首都開封への進撃をはじめた頃の十月十二日、秦檜は殿中侍御史から左司諫へ進んだ。主戦派の李綱が追放され、眞定府が陥落し、欽宗が哀痛の詔を下し、宋の朝廷が再び弱腰になった時のことである。

十月も半ばをすぎるところから、宋の朝廷では、おしよせて来る金軍にどのように對處するかが、幾度となく議論され

た。十一月八日に、百官を延和殿に集めて行われた會議では、秦檜は梅執禮、孫傅、呂好問、洪芻、陳國材らと共に主戰論を主張して、范宗尹らの北邊三鎮を割譲するという講和論と對立した。主戰論を主張する者は三十六人、講和論の支持者は范宗尹ら七十人であった。このほか、講和論には耿南仲、吳玠らが賛成し、主戰論には喻汝礪、宋齊愈、何臬、曹輔、陳過庭、馮澥、李若水らがくみした。結局、主戰論派の梅執禮の意見が採用されたが、その内容は、積極的に攻勢をとるのではなく金の進攻を受ければ、城廓に立てこもるといふだけの策戦であった。ここで、とにかく講和に反對の立場をとる側の意見が通ったことよって、講和派の范宗尹は辭職し、つづいて、金軍が破竹の進撃を見せると、主戰派の何臬らが退けられた。こうした、主戰派と講和派とがいかわりたちかわり猫の目のように交代して行ったが、この状態の中で、十一月二十三日、孫傅、曹輔ら主戰派の連中が樞密院へ登用されたときには、時を同じくして、秦檜も御史中丞に拔擢されたのである。

その翌日二十四日、幹離不の軍隊が開封に到着し、少し遅れて閏十一月二日には、粘罕の軍隊も到着した。そして一方では講和の使者が往復していたのに、他方では、首都の城壁をはさんで戰鬥が繰り返され、二十五日になって城壁の一角を突破した金軍がなだれ込み、開封は陥落した。

欽宗は東華門に登って、武器を與えられたすべての者に、兵器を樓門の下へすてることを命じた。首都防衛の軍隊は潰滅し、人々は戰鬥意欲を喪失してしまっていたから、武器を與えられた者はたちまちそれを棄ててしまった。夜になると宮中に奉仕していた宦官達も逃げ出し、宮廷には人っ子一人いなくなったが、親王の妃と梅執禮、秦檜、謝克家ら數人だけが欽宗のそばに居た。

この日、軍人蔣宣らの一團が、欽宗を奉じて開封から逃げ出そうとした。秦檜は、逃げ出すことは宋の朝廷を守ることにはならない、金側との講和談判がどうなるかを見守るのが第一であるときとしていた。

あくる二十六日、何臬らが請命使という名で幹離不、粘罕の陣營に行つて講和を話し合った。午後には、御史中丞の秦檜、右司員外郎の司馬朴らも、つぎつぎに金軍へ出向いて、ご氣嫌伺いをした⁴⁶。二十七日の講和會談では、金の二人の將軍は土地の割譲を要求し、同時に退位している徽宗が都城から出てくることを求めたが、欽宗がみずから出向くことを承諾した。三十日、欽宗は宮廷をあとに首都開封の外城にある南薰門を出て、宋朝が天を祭る時に使う齊宮である南青城に入った。宮城はもとより、首都の城廓をも越えて外に出たことは、そのまま金の捕虜になったことを意味する。まもなく、欽宗は宮廷に歸つたけれども、首都は金軍に征壓されており、十二月には、たびたび金からの要求をうけて、金銀財寶を供出した。

靖康二年になつても、こうした事態は變らず、正月十日、欽宗は再び青城に赴いたが、再び自己の宮廷に歸ることはなかった。二月七日には、上皇（徽宗）以下の皇族が青城に赴き、金の捕虜となつた。一方、金の方はすでに六日に使者を送つて、欽宗をやめさせ、宋の皇室の一族でない者を立てて皇帝にする意向を傳えてき、この意向を貫徹するため、あらゆる皇室の一族縁者の逮捕を開始した⁴⁷。一方、宋の官僚達は、金の要求に従つて、誰を皇帝に推戴すべきかを議論し、二月十三日には百官、軍人、民間人までをも集めて行ない、張邦昌を立てることを決めた。この時、秦檜ひとり、この決議書に署名しなかつたと言われる⁴⁸。翌々日の十五日、百官が集められて張邦昌を推戴する文書が作られたが、この時にも秦檜は「自分がおのやまさかりで殺されるのは問題外で、宋金兩國の利害を言うのである。なんとか、欽宗のあとつぎを位に立て、天下を安心させてもらいたい。これは、ただ宋のさいわいであるのみならず、金にとつてものちのちまでの利益である」と言つて、異姓の推戴に反対し、あくまで趙氏を立てて宋の國家を續けるよう主張した⁴⁹。このため、金では秦檜はじめ、異姓の推戴に反対した者を軍營に拉致し、あわせて家族までも連行した⁵⁰。

三月七日、張邦昌が即位し、國號を大楚とした。三月十五日、金は拘留していた馮澥らを張邦昌の要請に従つて歸還さ

せたが、何臬、孫傳、張叔夜、秦檜、司馬朴ら五人は、張邦昌の推戴に反対したり、金に反抗する言動があったかどで、歸されなかつた。二十八日、開封占領の金軍が退き、徐々に本國へ出發しはじめた。張邦昌が重ねて孫傳、張叔夜、秦檜の釋放を要求したが、聽き入れられず、翌二十九日、何臬、孫傳、張叔夜、秦檜、司馬朴は一家共々北方へ連れて行かれた。勿論、この金軍の撤退の際には、金銀財寶、書畫骨董などは言うに及ばず、あらゆる宮廷や官廳の調度、器械まで持ち去られたのである。

金軍が去ると、張邦昌は帝位に不安を覺え、帝位の象徴である玉璽を康王構に返還し、四月十日に退位した。五月一日には、金軍の搜索の網から漏れた康王構が南京（宋州應天府）で退位し、南宋時代がはじまるのである。そして秦檜の政界への再登場も、建炎四年（一一三〇）の十月の歸國まで待たなければならなかつた。

三、秦檜の登場——南宋——

南京應天府で即位した高宗は、北から攻めてくる金の軍隊だけに脅威を感じていたのでではなかつた。宋の領土の中でも、次々と反亂分子や群盜が立ち上り、南宋の國家は北宋末の動搖をそのまま受け繼いだのである。

靖康二年（一一二七）五月、南宋の高宗が即位し、建炎元年と年號を改めた。九月になると金軍は黃河以北を完全におとし入れ、十月には高宗は揚子江に近い揚州へ避難した。このあとも、金の壓迫は續き、建炎三年（一一二九）正月には、高宗が揚子江を渡って鎮江府へ、さらに錢塘江に臨む杭州へ逃げて行つた。三月には、苗傅、劉正彥が反亂し、高宗は脅迫されて退位したが、張浚や呂頤浩がこの反亂を鎮定し、四月に再び高宗が帝位に返り咲くという事件もあつた。

金軍の撤退によつて、四月に建康府へ歸つてはみたものの、六月にまた兀朮の率いる金の軍隊が南進し、高宗は八月に

は杭州へ逃げた。しかも、今回の金軍の行動は、高宗を求めてあくまで追撃する様子で、前回のように簡単に北へ引き上げることはなかった。十月、高宗は錢塘江をわたって越州へ逃げ、金軍が建康府を陥落させると、さらに兩浙路の東端の明州に逃げ出した。この年の暮には、金軍が杭州をも陥落させてしまい、さらに高宗追及の行動を展開したのである。

建炎四年（一一三〇）正月、金軍は明州を攻略し、高宗は海上へ逃がれて、兩浙路の南端にある温州へ落ちのびた。二月になると、さしもの金軍も、高宗追及をあきらめ、各地を掠奪しながら北へ引き返して行き、高宗は四月になって、やっと越州まで歸ることができた。金の方では、直接舊宋の領土を支配することをやめ、傀儡政權による統治を考え、この年の九月に、宋の降臣劉豫を立てて皇帝位につかせ、山東・河南方面に齊の國をつくりあげた。

翌十月二日、突然、秦檜が金から歸國した。秦檜は、金軍に拉致されてから、燕山府つまり金側の中都大興府（今の北京）につれて行かれた。ここに拘留されていたとき、宋では高宗が即位したのであるが、故國の再興を聞いた徽宗は、粘罕（中國風には宗翰）に書翰を送って、宋と講和することが名分上も、實質上も得策であることを説いた。この時、秦檜に、しかるべく添削し、潤色させたのであるが、この原稿を讀んだ秦檜がむせ泣いたと伝えられている。この講和論の書翰が、秦檜の歸國を可能にしたとも言われる。このあと、徽宗・欽宗以下は金の首都で、ハルビンに近い上京會寧府に送られ、さらに現在の長春と瀋陽の中間の四平市に近い韓州に送られた。この時、金の太宗は、先の徽宗の講和嘆願書の話聞き、秦檜の節義ある態度を高く買い、捕虜の一團からはずして、達懶に與えて祕書にさせた。やがて達懶が南宋攻撃に出陣することになった時、秦檜は智慧を働かせて、妻や用人までも引きつれて従軍し、途中で脱走して歸國したと言われる。ただ、秦檜の反対派は、達懶との密約があったから歸國できたと主張する。いずれにせよ、建炎四年十月二日に秦檜は歸國した。淮水と運河の交叉点にある要地楚州が金軍に陥落してまもなく、近くにあつて金の攻撃を受けていなかった漣水軍へたどりついたのである。

このあと秦檜は漣水軍から海路をとり、越州に到着した。十一月七日、范宗尹と李回の推薦をうけて、高宗に謁見した。秦檜は「天下の平安を願われるのなら『南は南、北は北』で行かれるべきです」と具申し、併せて、達懶に書翰を送って誼を通じることを進言した⁽⁸⁸⁾。秦檜を引見した高宗は大いに喜び、翌日、「秦檜の誠實さと忠誠心は人の及ばないものである、朕は秦檜に會えた喜びのあまり、寝つけなかった」と范宗尹に漏らしたほどであった⁽⁸⁹⁾。

宋側の對金政策は、北宋の末から何らかわることなく、和戦どちらとも決定しなかった。金が猛烈に南下して来て、宋側にとって風向きの悪いときには講和論者が任用され、金軍が撤退して風向きがよくなると、主戦論者が登用されていた。しかも、官僚一人一人を取り上げても、徹底した主戦論、あるいは講和論を主張する者は少く、風向き次第で、鼻息が荒くなったり、おとなしくなったりしていたから、朝廷での議論も、その時次第でどうにでも變って行った。しかし、秦檜は、この時の登場以來、一貫して和平論、講和論を主張し続けたのである、と様々な史料に記録がある。

かくして、南宋政界に登場した秦檜は、謁見の翌日には、范宗尹が天子の學術顧問官に任命して側近に置くことを奏請したけれども、高宗は「そのようにする必要はない。しばらくは仕事の少ない職務に任せよ」ということで、禮部尙書に任命された⁽⁹⁰⁾。まもなく秦檜は、この禮部尙書という優遇された職務を辭退して退職したいと申し出たが、これは認められなかった⁽⁹¹⁾。このあとしばらく、彼の沈黙が続くのである。その間、秦檜の活躍はほとんどみられず、金軍の襲來があるやも知れないから、探索活動は萬々怠りなくせよとか、天子の行なう重要な祭祀で、先祖を祀る明堂の祭りをどう行なうかの議論に参加するとか、あまり政治にかかわるような言動はなかったようである⁽⁹²⁾。

紹興元年（一一三一）二月十四日、秦檜は副宰相とも言うべき參知政事を拜命した⁽⁹³⁾。當時の政府には、秦檜のあと押しをしている范宗尹が宰相で、李回が軍部の人事を掌握する樞密院の副大臣（同知樞密院事）であった。參知政事になった秦檜は、相變らず特にこれという言動をせず、共に捕虜となり異國で死んだ何臬・陳過庭・張叔夜らの節義を顯彰して、

遺族の任官や賜與を請願している。

紹興元年も五月になると、秦檜は妻の父である王鐵を推舉し、ついで兄に恩典を賜ったりして、一族の保全をはじめた。そして、六月には、林待聘を推薦したのである。

一方、秦檜の推薦者であった范宗尹は、前の年建炎四年の五月に、呂頤浩が免職されたあとをついで宰相になった。范宗尹は、すでにふれたように、北宋末に北方の三鎮を金へ割譲して講和しようという議論を展開した人物であり、南宋のこの時期には、各地に蜂起する盜賊や叛亂分子を手なづけて、これを宋の朝廷につかせて、それぞれの勢力を利用する方針を打ち出していた。これは、宋の實力では、これらいわゆる内憂を鎮壓することは不可能とみてとったのである。また、盜賊や叛亂分子の勢力の及ばないところは、土地の豪族や有力者、あるいは軍隊の指揮官くずれまでも利用して、地方統治に利用した。こうした范宗尹のやり方は、ありあまる官僚達の頭越しに官職が與えられるものであるから、彼らの反感を買うのは當然であり、しかも、范宗尹が推舉して手足として利用しようとした人物にも問題のある者が多かったらしく、紹興元年二月から、いろいろな批判が出はじめた。とくに、七月になって、范宗尹と深いつきあいのあった晁公爲が、殺人の罪に問われている犯人が晁公爲の妻に賄賂を送って死刑を免れ、官位の降等だけで済むように計り、この問題が表面化した時に范宗尹がこれをかばいだてした。結局、事實を究明した高宗が、晁公爲を追放（放罷）したのであるが、この事件が范宗尹の失脚の引き金になった。これは七月十九日のことであり、二十七日には高宗が呂頤浩を呼び寄せているが、范宗尹に代わらせようという意圖があったためである。やがて、二十九日に、范宗尹は宰相の地位を退くことになった。今一つ、范宗尹罷免の原因に「崇觀以來の濫賞」の問題すなわち、北宋末徽宗の崇寧・大觀年間以來、いいかえれば徽宗即位いご、蔡京らの人氣取り政策によって行われた昇格人事の濫發を整理する提案があった。

范宗尹が、この提案をするや、かかわりのある官僚や軍人は大いに不安であり、朝廷でも收拾がつかなくなる形勢であ

ったから、いちはやく、討論中止の詔が降ったのである。しかし、范宗尹は斷固遂行の方針であり、高宗の意向と正面衝突の破目に陥ったので、やむなく辭職願いを出し、これが許されて免職になった。この間、高宗の方では、前の宰相呂頤浩に至急歸還の命令を出して、范宗尹の免職に備えていたのである。

一方、この事件における秦檜は、頭初、范宗尹の提議に賛成したけれども、高宗の強い反對の意向を見て、半ばから范宗尹を追い出す方へ變身してしまった⁽⁸⁹⁾。そして、范宗尹が罷免されて、しばらく宰相が任命されなかった時、秦檜は「自分には二つの方策があつて、それは天下をあつと言わせるものである」と言っていたが、「現在、宰相がいないので、それは實行できない」とも言つて、中味を明かさなかつた⁽⁹⁰⁾。そして、八月二十三日、秦檜は第二宰相に任命された⁽⁹¹⁾。この時、すでに呂頤浩に對する歸還命令が出ており、この年四月、呂頤浩が免職になった時、これを攻撃した人物達が、呂頤浩の再登場を恐れて、秦檜を推薦したという話も傳わつて⁽⁹²⁾いる。

こうして、宰相になつた秦檜ではあつたが、ここで一氣に講和へ走るようなことはしなかつた。それは、秦檜の陣營が強固な組織ではなかつたことが一大原因であろう。さらに、秦檜が單獨で宰相であつたのは、わずかに一ヶ月で、九月二十日には、秦檜の最大の敵、呂頤浩が宰相に返り咲き、しかも秦檜より上位の第一宰相に居すわつたことも見逃すことができないのである⁽⁹³⁾。呂頤浩は、就任して間もなく、自己の一派を形成することをはじめ、一方では、副宰相の李回を追い出した。これに對抗して秦檜も、趙子畫、姚舜明、仇念、潘良貴、樓炤らを推擧してはみたが⁽⁹⁴⁾、果してどれ程の力になつたかは疑問である。これについては後に再び論じるつもりである。ついで、秦檜は學者として夙に高名な胡安國を推薦し、呂頤浩は權邦彥を推した。この頃、朝廷で大活躍をしていた者に、侍御史の沈與求が居た。おそらく、秦呂双方共にこの口やかましい人物を自己の陣營に引き入れて強力な戦力としたのであろう。肌の合わない二人が共にその有能ぶりを稱賛しているのである⁽⁹⁵⁾。

このあと、秦檜は、程瑀・陳淵・魏良臣・江躋・張燾らを推薦して自己の一派を形成して行った。一方、呂頤浩の方では、張純・慕容禮・凌景夏などを推した。しかし、ここまでの段階では秦檜派が優勢であり、その結果として、紹興二年四月十八日に、呂頤浩を軍事面の總責任者に、秦檜を内政全般の總元締にして、國政を分擔させることになった。これは秦呂兩派の激しい勢力争いの一つの結果であつた。兩派の角逐はすべての政治闘争に似て、記録や文書の枠外で行われたのであるが、ただ、秦檜と呂頤浩の國政分擔が決つてから、高宗が次のような詔勅を出していることで、大體の見當がつくのである。

詔して曰く。朕、中興に寤寐して、ここに年を累ぬ。人を任じて政を共にし、治效缺然たり。載ち攻績を加えて、二相を登庸す。蓋し、其れ謀斷し、事功を協濟するを欲すればなり。倚毗眷遇、體貌惟れ均し。凡そ一時の啓擬薦聞の士、朕が拔擢任使の間を願れば、其の才器に隨いて、可を試するのみ、豈に二有らんや。尙お慮んばかるに、進用の人、才、徳に勝る可くんば、心則ち媚奥にして、潛かに偏私を效し、浸く離間を成す。將に朋を分ち黨を植て、互相に傾搖するを見んとす。なおこれを辨ずるに早に辨せざるがごときなり。戒めざる可けんや。繼いで、自今、小大の臣、其れ各おの心を同じくして國を體し、敦く中和を尙べ。交修速ばず、如し或いは朋比阿附して、以て吾が政治を害う者は、其れ臺諫をして論列聞奏せしめよ。朕、まさに典刑に置きて、以て其の意を誅さん。

秦檜と呂頤浩に對して、公平なあつかいをしており、推擧して來た人物も同じように任用しているが、黨派を作つては、互いに攻撃し合っているのは、甚だ不本意である。あらゆる官僚は、心を一にし、力をあわせて、政務にとり組めという趣旨である。

今回の政争の結着は、一應秦檜側が中央に残つて國政全般を切りまわすという勝利に終つた。呂頤浩が、前に一度宰相になつていて、しかも決してよい評判を得られなかつたこと、秦檜が本當に味方の戦力になるかどうかを問わず、胡安國

らに代表される、いわゆる「知名之士」⁸⁴を自分の陣營に引きこんだことが、この結果を招來したのである。呂頤浩は江淮荆浙都督諸軍事、すなわち四川を除く南宋側の對金防衛線のすべてを監督する任務を與えられて、臨安を離れて鎮江府に總司令部を置いた。しかし、總司令官となった呂頤浩に、秦檜派はさらに制肘を加えているが、呂頤浩は、元宰相の朱勝非を再登場させることで形勢のまき返しを計ってきた⁸⁵。これは秦檜派が豫想もしなかった、いわば盲點であった。

當面の敵呂頤浩を鎮江府へ送り出した秦檜は、紹興二年五月二十七日、修政局を設置して、秦檜派の政策の實施を目論んだ⁸⁶。北宋神宗時代に、王安石が制置三司條例司を置いて新法の立案施行に取り組んだのと同類のやり方である。秦檜が總括責任者になったことはいうまでもないが、當時、副宰相であった翟汝文も責任者になり、ほかに黃叔敖・胡世將・王居正・吳表臣・曾統・樓炤・張翬・章誼らが參加した⁸⁷。翟汝文は秦檜のあとおしで副宰相になり、ここでまた秦檜の參謀本部とも言うべき修政局の責任者になったのであるが、すぐさま秦檜と仲違いして、副宰相から追われることになる。また王居正も秦檜に恨まれて地方へ追い出された。さらに、反秦檜派は修政局を廢止することで、秦檜の失脚を目論んだが、林待聘・劉一止の防戦でこれを一蹴した⁸⁸。がんらい、修政局は諸司百官に「省費・裕國・強兵・息民の策」⁸⁹すなわち經費節減・國庫增收・軍事力増強・生活安定の諸政策を上申させ、それを審議檢討する役所である。したがって、しばらくは秦檜派の巢窟であっても、長續きするものではない。事實、七月の十六日には、黃龜年、劉棐の二人が修政局の官僚として乗り込んで來た⁹⁰。さらに、二十一日には呂頤浩が鎮江府から歸り、そのまま臨安に滞在して政治をとり行うことになり、二十三日には、朱勝非を推して同都督江淮荆浙諸軍事に任命、つまり呂頤浩の補佐役ということにした。呂頤浩の巻き返しである⁹¹。

呂頤浩は、鎮江府より臨安へ歸る時、秦檜を打倒したいと考えながら、その方策がつかめなかった。途中、平江府へ着くと、知事の席益が、「黨派を組んでいると言えよよろしい。しかし、親玉が鎖闥（要路又は宮廷）に居るから、これを

先に追い出すべきです」と言った。秦檜よりも先に胡安國を追放せよという意見である。そこで、呂頤浩は大喜びし、早速、朱勝非をつれて来て同都督諸軍事にして助けとした。朱勝非の任命に對して、胡安國・江躋らがすぐさま攻撃した。結局、朱勝非は、またもとどおり紹興府の知事に逆戻りしたが、六日後に、實際には何の仕事もないが俸給だけ支給されることになっている道教の寺院の管理者になり、皇帝の學問所のやくにんをも兼ねて、首都に留ることになった。呂頤浩が、秦檜追い出しにはどうしても朱勝非が必要であると考えたからにはかならない。この時、胡安國が辭令の起草を拒否することを豫想した呂頤浩は、黃龜年に起草させた。やがて、二十一日に、秦檜の再三にわたる懇請にもかかわらず胡安國が罷免された。朱勝非の任命に反對したが、その意見が採用されなかつたので、辭職を願ひ出てそれが認可されたことになっているが、呂頤浩が席益の助言に従つたことは言うまでもない。翌二十二日、呂頤浩は、黃龜年と劉棐を要路に配置して、秦檜追放を現實のものにせんとした。一方、秦檜派も、黨派の重鎮胡安國に去られては一大事と、二十三日には、江躋と吳表臣とが、朱勝非を用いてはならないし、胡安國を責めて追い出すのはもつてのほかと申し立てたが、何の効果もなく、かえつて、同派の程瑀が地方の知事に任命されてしまった。あくる二十四日には、江躋と吳表臣が、二十五日には、胡世將・劉一止・張燾・林待聘・樓炤らが、呂頤浩のために政界からしめ出され、實際の政治とは何のかかわりもない道觀の管理を擔當することになった。結局、呂頤浩の巻き返しが成功し、秦檜一人を除いて、秦檜に與する者のすべてが中央政界から姿を消したわけである。そして、秦檜派は外濠を全く失つて、今や秦檜という本丸一つを残すだけとなった。そして、秦檜は、二十七日に罷免されてしまった。こうして、秦檜の初登場は、呂頤浩の策謀の前にあっけない幕切れを迎えたのである。

では、秦檜の眞面目である和平・講和論はどうなったのであろうか。建炎四年十月に金の軍隊から逃げ歸つてから、紹興二年八月の罷免までの間、秦檜が金との關係について發言したことは、現在見ることでできる史料について言えば、ほ

とんど皆無と言ってよい。しかるに、秦檜が歸國後はじめて高宗に拜謁し、すぐに仕事の少ない禮部尙書という役職を與えられたとき、

始め朝廷、數しば使を遣わすと雖も、然れども但だ且つ守り且つ和す。而して専ら金人と解仇して和を議するは、蓋し檜より始まる。⁽⁹⁹⁾

という説明記事が付けられている。そして、秦檜が免職される直前の紹興二年八月十六日に、

淮東宣撫使劉光世言う。通問使・朝奉郎王倫、金國より還ると。始め朝廷、人を遣わして敵に使いせしむ。宇文虛中の後より、率ね小臣或いは布衣を募りて、官を借して以て行かしむ。倫及び朱弁・魏行可・崔縱・洪皓・張邵・孫悟らの如きは、皆拘する所となる。既にして金の左副元帥宗維、雲中に在り。都點檢烏陵思謀を遣わして館中に至り、具さに兵を息め和を議するの意を言わしめ、倫をして南歸せしむ。すべからく人を遣わして往きて議すべし。……略……⁽¹⁰⁰⁾

という事件がおこつて、金側の講和の意志が宋に伝えられて來たのである。しかし、宋側の講和論者である秦檜は、すでにその勢力が風前の燈火の状態で、この事件を十分に受けとめることはできなかった。そして同じ月の二十七日、秦檜は罷免されたのであるが、この時にも、

……略……(秦)檜、左僕射呂頤浩と諧わず。頤浩既に朱勝非を引きて朝に還す。復た内より批して、日ごとに都堂に赴いて事を議し、知樞密院事の上に位せしめ、以て秦檜に逼らしむ。會たま、邊、王倫の來歸を報ず。殿中侍御史黃龜年、因りて、檜の専ら和議を主し、國家の恢復の遠圖を沮止し、且つ黨を植て權を専らにす、漸長ずべからず、と劾す。檜即ち上章して位を辭す、上、未だ許さず。前一日、頤浩、參知政事權邦彥と上前に留身して、復た檜の短を言う。上、乃ち兵部侍郎兼直學士院綦密禮を召して入對せしめ、檜獻ずる所の二策を出さしむ。大略に河北の人を以て金に還し、中原の人は劉豫に還す、かくの如くするのみ。……略……⁽¹⁰¹⁾

という補足説明がある。これらによれば、秦檜は、歸國してから、事あるごとに和平・講和論を論じまくっていたことになる。しかし、史料にはそれを發見しえない。けれどもこれは、政治の裏舞臺で行われたことで、史料の埒外にあるとは片づけられない。反秦檜一色に塗りつぶされたこの時代に關する諸々の史料は、秦檜に有利なことは省略抹消しても、不利なことは決して書き落さないものと考えられる。従つて、もし秦檜が講和論を持ち出していけば、必ずや反對派の手になる史料の中で非難されるのは當然の歸結である。なんとなれば、反秦檜派は概して反講和派であり、その中に多數の學者知識人が含まれていて、彼らが現存する史料のほとんどを著わしているからである。では、なぜ秦檜が講和論を主張して朝廷を騒がせなかつたのか。秦檜は時流をよく見る實際的な政治家である。朝廷における彼の立場と彼の黨派の力を考えれば、講和論を持ち出しても勝てないと讀んだ、と考えられるのである。これについては後に再度考えてみたい。

四、秦檜の再登場

秦檜は免職のあと、提舉江州太平觀、つまり江州の太平觀という道觀の管理職を與えられた。もちろん、これは實際上の職務は何もない。そして、翌月の紹興三年九月二日には、修政局も廢止された。豫定通り、呂頤浩は朱勝非を秦檜の後釜に据え、秦檜の息のかかつた人物の追放と、味方の復活に邁進した。しかし呂頤浩も翌紹興三年九月には、素行が悪く、政策は拙く、任用する人物は俗悪であるとされ、宰相としての人物ではないということで罷免されている。

この年十一月十三日、金國から韓肖胄・胡松年らが、金側の使者と一緒に歸國した。今まで何度も國使を派遣したが、全く金側からの反應はなかつたのに、ここではじめて、金の使者が來たのである。しかも、二日後に高宗が出した詔勅に見えるように、講和のための使者が來たのである。高宗は、早速、國境地帯の軍隊に、金の傀儡政權である齊の領土への

攻撃を禁止した。紹興四年(一一三四)元旦、臨安府で金國の使者が拜謁した。こうして交渉が始まったが、金側からは(一)齊國の俘虜の返還、(二)西北の住民で現在東南に居るものの返還、(三)揚子江を國境となすこと、の三條件を出して來たのに對し、宋側からは、徽宗・欽宗の返還と、河南一帯の返還を求めたから議論は平行線をたどった。金使は正月十六日に歸國し、宋の使者もこれに隨行して交渉の繼續が計られた。一方、國境地帯では相變らず小競り合いが續いていた。三月には、四川方面軍管區の總司令吳玠らの活躍で、金の兀朮の大軍を打ち破り、金軍を四川から追い出すことに成功した。

この年九月末、金と齊の連合軍が淮水をわたって南進した。すぐ、趙鼎が宰相に任命され、この事態に對處することになった。主戰論者の趙鼎は、金軍進入の正面を守る將軍韓世忠に、張俊の率いる部隊を指し向けて應援させ、さらに劉光世の軍も出動に備えて移動させた。金軍は大舉南下して、濠州から滁州を陥落させ、揚子江に臨む和州をも破って、渡江作戰を考えていた。すでに滁州をおとした時に、舟船を建造していたのである。しかし、金側の方では、太宗が病氣になつたうえ、雨や雪のため補給路が通じにくく、しかも宋側の軍隊も時には攻勢に出て金軍を打ち破ることもあったりして、金軍の志氣は一向にあがらなかつた。結局、十二月二十六日、全軍に退却を命じた。しかし、こうした間にも使節は往來していた。

紹興五年(一一三五)正月五日、宰相の趙鼎は、金の淮南侵攻の軍が退いたので、善後策を講じるため大いに天下の意見を聽取すべしと進言し、呂頤浩・朱勝非はじめ秦檜にも諮問があつた。しかし、この時、秦檜がどんな意見を吐いたかはわからない。そして、同じ正月に金側では太宗が死去し、太祖の孫で十五歳の熙宗が即位した。そして、金國內部にも政變がおこり、新帝熙宗の伯父にあたり、金軍を掌握していた粘罕はじめ、その一派らがうまく祭り上げられ、秦檜との密約があつたと噂される撻懶らが實權をにぎるようになった。

金軍が引上げて、再び淮南を領有することになった宋では、趙鼎が第一宰相に、張浚が第二宰相に任命され、さらに、

金軍の淮南侵攻の防禦にあたった諸大將の論功行賞も行なわれた。この頃から、岳飛が大いに活躍していたのである。この年の二月、秦檜は、資政殿學士という名譽ある肩書を復活してもらった。¹⁰⁵さらに六月になると、一段昇格して觀文殿學士になって、温州の知事という實際上の職務を拜命したが、¹⁰⁶まもなく紹興府の知事に改命された。しかし、秦檜は紹興府へ赴かなかつた。¹⁰⁵八月四日には、紹興府知事として、久しぶりに高宗に拜謁し、十二日には醴泉觀使（これも首府にある道觀の管理者）になり、さらに學問所の講讀官を拜し、併せて天子行幸中の首都の臨事責任者を拜命した。しかも、行政府である尙書省に赴いて政務をとる特例も認められた。これには、時の宰相張浚の推薦があつたと言われている。¹⁰⁶九月一日、高宗は、諸國を巡行して軍隊を視察するために、臨安府を出發した。しかし、諸國巡行とは言うものの、實は大運河に沿って、杭州臨安府から蘇州平江府へ行つたにすぎなかつた。けれども、齊國の劉豫は、高宗自ら乗り出して齊を攻撃するものと思ひ、金へ應援をたのむかたわら、齊國の軍隊に出撃準備をさせた。がんらい、齊という國は、粘罕とその股肱の臣高慶裔らのおと押しで成立したのであつて、今や金國內部の政變によつて粘罕の實力は大きく減退している。その上、齊國皇帝となつた劉豫は、粘罕らには莫大なつけとどけを忘れなかつたが、それ以外の諸將軍を蔑視するありさまで、甚だ不人氣であつた。しかも、講和派の撻懶が實權を握っているのであるから、當然、このたびの救援部隊の要請は金國官廷の議論で問題にされず、勝手にやれということになつた。結局、宋側が將軍同志の反目があつて共同作戰とはれなかつたが、各個に齊國軍を破り、一應の勝利を収めた。この結果、金が淮水以北の中國經營のために考え出した傀儡帝國の運命は決つてしまい、金では齊國の廢止を決意したのである。

こうした情勢の變化の中で、秦檜は、吳表臣・李謨・胡珵・袁復一・趙令結・吳彥章を行宮留守司（天子不在中の首府管理のための官廳）に呼んで仕事を分擔させ、¹⁰⁷また鄭剛中を推擧しているが、¹⁰⁸來るべき秦檜時代を想見したためではなからうか。十二月一日、齊國との戰爭に勝利を収めた高宗は、秦檜を蘇州平江府へ呼び寄せた。¹⁰⁹

紹興七年（一一三七）正月二十五日、秦檜は樞密使に任命された¹¹⁰。樞密院は、民政擔當の中書省に對して、軍政を擔當する機關であり、平時には上級武官の人事を掌握し、有時には參謀本部的な性格を帯びていた。さしづめ、樞密使は軍政長官ということになる。これは、中書の長官（宰相）及び副長官（副宰相で參知政事と呼ばれる）と共に、いわば内閣を形成するほど重要にして高い位の職務である。當時、第一宰相には、趙鼎、第二宰相には張浚がいたが、趙鼎はすでに、前年十二月九日に罷免され、張浚一人が權力をふるっていた。この張浚が秦檜の後押しをしたのである。張浚が秦檜を推した理由としては次のようなことが言われている。「靖康年間に、あくまで趙氏の皇帝を立てることを主張して、死を畏れなかつた。これは能力度量のある人であるから、共に天下の事に當ることのできる人物である」と張浚が思い、また、當時の徳ある人や賢者も秦檜を推していたので、張浚がこれを引き立てた、と¹¹¹。しかし、一方では、また別な見方がある。秦檜が温州の知事であつた時、平々凡々としてとりたてて言うべき政治上の成績がなかつた。張浚が宰相になり、高宗は平江府へ行幸して軍隊を視察したが、張浚は秦檜がおもねりしたがい制しやうい人物であるといふので、推薦して職務を與え、行宮留守にした、といふものである¹¹²。さらに、樞密使になつてから、何か新しい政治をしたりすることはなく、ひとえに張浚の意を奉じていた、とも言われている¹¹³。

秦檜が樞密使になつた同じ日に、金へ送つた使者の何薺が歸つて来て、徽宗の死去を知らせた。そこで王倫と高公繪とを立てて、遺體引き取りの使者とした。このあと、高宗は巡幸の再開を考え二月二十七日、建康府へ向つて出發し、三月九日に建康府へ到着した。

三月十三日、諸大將の中で、最も強力な軍團の指揮官岳飛が、淮南の兵を動員して金を討ち、宋の故疆を回復しようという意見を出した。朝廷の雰圍氣もこれに賛同するようであり、いよいよ北伐を計畫することになったが、張浚は反對であり、秦檜もまた、淮南の兵士を統合することは岳飛軍團の増強になるとして疑惑を持ち、結局沙汰やみとなつた¹¹⁴。この

ため、岳飛は四月になって指揮下の軍隊を放り出して江州へ歸ってしまった。この頃の軍大將同志の反目は激しいものであつて、危機に陥つた軍の救出命令があつても、あれこれ口實をつくつて拒否することもあり、とりわけ張俊と岳飛の不和は大變なものであつた。この事件にはこういう事情もあつたのであろう。そしてこの問題の結着は七月まで持ちこまれた。こうした、諸大將の反目、金・齊に對する防衛問題など、張俊が政務に追われている間に、秦檜の朝廷における影は急速に擴大したらしく、七月には秦檜と遠い姻戚關係にある張守が「昔とはうって變つたようで、必ず天下國家の深い憂いのたねになるう」と批評し、張俊も同じ意見であつたと言われている。¹¹⁶八月になると、張俊は辭意の意向を固め、高宗に申し出たところ、後釜には誰が良いか諮問された。張俊は「秦檜は、このごろ一緒に政治を執つてきて、はじめ、その愚かさがわかつてきた」と言い、ついに趙鼎を任用することに決つたと言われている。¹¹⁷八月八日、呂社の軍團の副司令鄭瓊が叛亂をおこして齊に投降し、これが直接のきっかけとなつて、張俊に對する彈劾がはじまり、九月十三日、張俊は辭職した。そして、十七日には趙鼎が宰相職に就任したのである。高宗は、趙鼎に對して「再び宰相に任じた今、現在の閣僚をどう處置するかは、意のままにせよ」と言つたところ、趙鼎は「秦檜は現在のまま残す」ことを申し出た。¹¹⁸十一月十八日、金は、傀儡國家の齊を廢止した。秦檜は高宗に對し「金國にもいろいろな事があつて、情勢は變化するにちがひありません。陛下が徳をつみ重ねておられれば、宋の中興の時もおのずからやつて来ましよう」と言つている。¹¹⁹講和論を暗示したともとれる發言である。十二月二十六日、金國から王倫と高公綸が歸つてきた。彼らの報告によると、劉豫を廢し齊國を解體したあと、實力者の撻懶は「道を妨げるものがなくなつて、講和をなすのはやさしくなつた、南宋よろしく傳えよ」と言つたという。高宗の方でも、徽宗皇帝の遺骸と皇太后と欽宗さえ返還してくれたら、その他は全く問題ではないという意向を示し、講和前夜のような状態となつていた。

紹興八年（一一三八）正月になると、金でも講和論が討議されるようになった。しかし、宋側では、趙鼎を中心とし

て、ほとんどの官僚達は講和に反対であった。¹²⁰ しかも、齊國が廢止されたこの機會を逃がしては、宋を回復すると言う國家の至上命令を實現することは永久に不可能であるから、これを逃がすべきではないというありさまであった。秦檜は、王倫を今一度金へ送って講和を成したいと考え、これに反対の辛次膺を地方へ出したのである。しかし、講和反対派や主戦派は次々に議論を展開した。¹²¹ こうしたなかで、高宗は建康府から杭州臨安府に歸り、いごこを南宋の首都としたのである。そして、三月七日に秦檜は第二宰相に任命された。朝廷にいる者は皆、よろこびあったと言われている。¹²²

趙鼎が上位にいるものの、宰相に就任した秦檜は、まず終始秦檜のために盡力した王次翁を中央へ拔擢した。¹²³ 四月には、王倫が金國へ行って、撻懶に會っている。五月になると秦檜は何鑄を薦めた。¹²⁴ また、王倫が金の使者を伴って歸國したが、金側では講和の締結を決定した上での使者の派遣であった。しかし、宋側には講和に反対する者が多く、秦檜も大いに説得に努めている。¹²⁵

六月二十三日、金國の講和使節が高宗に拜謁した。このことは、ますます宋の朝廷における講和反対の議論を沸騰させた。要するに金國は信賴出来ないというのが反対派の議論の大筋であった。七月十四日、王倫は列び金國へ派遣された。九月になると、秦檜派は趙鼎を中心とする講和反対派（その中には、主戦派と主守派、すなわち戦勝によって中原を回復しようとする一派と、現状維持は認めるけれども講和締結には反対する一派との二派があった）に積極的な攻撃を開始した。¹²⁶ まず、蕭振が、趙鼎派の重鎮で今や副宰相である劉大中を弾劾した。ところが趙鼎派は、既に宰相を罷めている張浚一派の殘存勢力の追い出しに目を奪われ、秦檜派との應戦には立遅れてしまった。ただ、呂本中が趙鼎の昇進辭令を書いた時に、秦檜に對して厭味をはめかけた程度で、かえって秦檜の個人的恨みを買ってしまった。やがて十月四日になると、劉大中が副宰相を罷免されて地方へ追われてしまい、とうとう同じ十月の二十一日には趙鼎も宰相の地位から追われた。¹²⁷ こうして、秦檜が宋朝政治の主役になり上ったのである。つまり、膝を屈けてでも講和を實現しようという秦檜が、

そのような講和には絶対反対の趙鼎に勝つたのである。すぐさま秦檜派の動きはいっそう活潑になった。宰相就任の翌日、孫近・李光が拔擢されたが、これには勾龍如淵の力があり、孫近は十一月二日には副宰相に昇進して行った。このあと、秦檜派は、呂本中・劉大中・張戒・張九成・王庶らを地方へ退けて行った。

趙鼎が罷免されたすぐあと、十月二十四日に、金の講和使節が、先に宋から派遣した王倫と共にやって来た。十一月十四日、ひと足先に歸ってきた王倫が拜謁し、十七日には講和談判の特命大使である國信計議使に任命された。十二月三日には馮楫が特命副使（國信計議副使）に任ぜられ、王倫とともに、金側との交渉に當ることになった。ところが、ここでもう一つの問題がおこった。それは、金の使節が「詔諭江南使」と名乗っていたこと¹³⁰で、これがため、反対派の議論は一層盛んになった。しかし、金側の講和條件（一、黄河の新河、つまり黄河・泗水・淮水を結ぶ線を國境とし、以南の地は宋へ還す、二、宋帝は金帝に對し臣禮をとる、三、銀二十五萬兩、絹二十萬匹を毎歲宋から金へおくる）をしたためた國書を持って、金の使節が十二月二十五日に臨安府に到着した。ここでは金の使節は、高宗自身が北面して臣禮をとり、この國書を受けることを要求したが、高宗が徽宗の喪中であるという理由をつくって、秦檜が代理となって受けとるように胡麻化してしまい、二十八日に、講和條約すなわち金の國書が宮廷に入って、宋金の講和が締結されたのである。¹³¹

この講和は今までの宋金講和が、宋金對等であったり、伯父と姪の關係になったりしたのに對し、金が君、宋が臣という宋にとっては屈辱的な條件であった上、北宋の後半から、いわゆる宋學とか道學とか呼ばれる新しい學問がおこり、これに影響された大義名分とか正統とかの問題もあり、簡単にすんなり講和の締結が成功したわけではない。すでに、前年紹興七年十二月に、王倫と高公繪が金から歸國し、金側が講和に傾斜してきたことを知らされてから、宋では天下をあげて講和か、戰爭か、はたまた専守による現状維持かなど、多くの議論が行われていた。とりわけ、當時の首相趙鼎が講和反対であり、第二宰相の秦檜が徹底した講和論者であったし、さらに、高宗が時勢によって講和論へ走ったり、主戰論

を取り入れたりで、その態度がはっきりしない有様であったから、講和をめぐる議論は大いに沸騰したのであった。後に述べるように、講和反対の議論を主張したものは、程伊川（頤）の學問の流れを汲む趙鼎を筆頭に新しい學問體系に従った人が多く、講和論の側には南宋の極く初期に宰相になった汪伯彥に學問を受けた秦檜ら、科擧合格の方便としての學問以外に興味のなさそうな人物が多かったようである。講和反対論者の中で最も有名なものは胡銓である。胡銓が紹興八年十一月二十五日に奉った文書は、秦檜・孫近・王倫の三人を斬るべきであるという激烈な反対論であった。

こうして、宋金兩國の間に成立した講和は宋金兩國の様々な内情の反映であった。金では撻懶を中心として、その上に乗った宗磐（蒲盧虎）の力を背景としており、宋側では、秦檜らの策謀による講和反対派の追いつきと、事實の胡麻化しによって成立したものである。とくに金側では宗磐ら太宗の諸子が、太祖の孫亶が即位したことに反発していた感情が大きく反映しているのである。こうした反映であったため、この講和はすぐに崩壊することになる。つまり金國の内部情勢の變化である。太宗の諸子の力を糾合した形で權力の座に座った宗磐は、まもなく太祖の諸子の總反撃をくらい、紹興九年七月、叛亂謀議ということで逮捕されて殺された。撻懶も捕えられ、一ヶ月後に殺されてしまった。宋との講和を主張し實現した金側の立役者が居なくなってしまったのである。當然、兀朮を中心とする金の太祖の諸子達は、講和條約の順守を要求し、さらに軍隊を投入して宋を攻撃した。宋軍も活躍し、岳飛や劉錡・韓世忠・張俊・楊沂中・劉光世らの諸大將が各地で勝利を収めたという記録が宋側に残っている。しかし、秦檜は戦争の繼續を避けて、これらの將軍達に引き上げを命じ、軍隊を撤退させることにした¹⁹⁾。

金の軍隊は過去の南進のように連戦連勝とはいかず、しかも、順昌・拓臯で宋軍に破られて敗退したこともあり、各地の戦闘も思うように行かず、紹興十一年三月、とうとう撤退して行ったのである。こうした情勢は再び講和談判の機會をつくり出してくるのである。秦檜は勝利を誇り得意の絶頂にある將軍達を排除しなければならなかった。

四月に韓世忠・張俊を樞密使に、岳飛を樞密副使に除任した。ひきつづいてその他の軍大將も論功行賞という名目で第一線の指揮權を奪ってしまった。六月には、秦檜が首相の座に昇格して講和交渉に邁進し、十一月に講和が成立した。⁽⁸³⁾ 今回の條件は、(一)淮水中流を國境とし、(二)宋は金に臣節をとり、(三)銀二十五萬兩、帛二十五萬疋を歲幣とする、というもので、破談にはなったが、前の條件とほぼ同じであった。一方、徹底的に講和に反対し、秦檜に反撥していた將軍岳飛は、紹興十一年の十二月に獄中で毒殺されたのであった。

五、講和派と反秦檜派

かくして複雑怪奇な政争の中心となり、幾多の迂餘曲折を経て成立した宋金兩國間の講和であった。もちろん、講和か主戦かは國運を左右する重大な問題であったから、かくも錯綜した曲折があった、という見解も成り立とう。しかし、講和派と主戦派との人物を對照してみると、それほど簡単な解釋では納得できないところがあるようである。今一度、秦檜を中心とする一派と、それに對立抗争する一派との、人物の問題をとりあげて考えたい。問題を單純化するために、秦檜派・反秦檜派という分類で考えて行きたい。なお、すでに述べて来たところでも明らかのように、南宋初期の秦檜をめぐる政治の動きを探る場合、どうしても李心傳の建炎以來繫年要錄を資料の中心に据え、これを補うに、宋史の本紀や秦檜傳をはじめとする諸人の列傳を以てしなければならない。以下の論述も同様である。

北宋末期における秦檜は、自己の派閥を形成して政界をのし歩くという程の地位も實力もまだ持っていなかったから、この時期は當面の問題には該當しない。ただ彼が、金軍の進撃を目前にして、低い官でありながら強硬な國防論、いうまでもなくそのなかには主戦論も含まれているが、これを強く主張し、金に對する領土の割讓に斷固として反対したこと、

金軍が首都開封府になだれ込んだ時、ほとんどの皇族・官僚・胥吏・宦官らが逃げ出し、宮廷にはほんの數人の人間だけが欽宗と共に残っていたが、この中に秦檜が入っていたこと、金が張邦昌を皇帝に立て、宋の宮廷で百官を集めてその決議書を作らせたが、秦檜がそれに署名することを拒否したこと、しかも、あくまで宋の皇室である趙氏を皇帝にすべきだと主張したこと、などの一連の秦檜の行爲は、金から歸國したあとの彼の立場を非常に有利にしたことは十分に注意しなければならぬ。

秦檜の南宋における第一回の登場は、歸國した直後の建炎四年（一一三〇）十一月から、呂頤浩らに宰相の地位を追われた紹興二年（一一三二）八月までの約一年九ヶ月の間である。この期間に秦檜が推薦して昇格・昇進した人物は第一表の通りである。人物の配列は時間的順序にしたがってある。王安道から王鐵までは、秦檜の金からの歸國に關係したり一族縁者であるから、それほど問題にはならないが、林待聘以下は政治家としての秦檜の活動と直接的な關係をもっている。また、秦檜派に屬すると考えられていた人物は第二表にまとめてある。第一・二表とも、宋から元にいたる時代の儒

第一表 秦檜が推舉した人

王馮丁劉陳王	道義禎靖臣鐵	○	
安由	聘畫明念貴	○	
林趙姚仇潘樓胡程陳魏江張王	待子舜良	○	
	龜山學案 (25)	○	
	范呂諸儒學案補遺 (補19)	○	
	武夷學案 (34)	○	
	安定學案補遺 (補1)	○	
	默堂學案 (38)	○	
	劉諸儒學案補遺 (補6)	○	
	龜山學案補遺 (補25)	○	

學者、つまり當時の哲學者思想家を網羅した宋元學案と、その缺けたる所を補うためにつくられた宋元學案補遺との中に名をつらねている人物は、その旨注記してある。これによれば、第一・二表とも、多くの人物が、當時の哲學者・思想家の分野に屬していたことがわかるのである。そして、第一表では、林待聘以下の人物を問題にするとすれば、二つの表では、共に過半數の人物が所謂學者であつたわけであり、この事實ははなはだ重要である。⁽¹⁵⁾

北宋中期の神宗時代、王安石が登場して新法を施行したことは

第二表 秦檜派と目される人

江表	士劉諸儒學案補遺(補6)	少卿<江緯>家學
吳程	周許諸儒學案(32)	周許<周行己・許景衡>學侶
胡世一	安定學案補遺(補1)	練塘<洪興祖>講友
劉張	○	
林待	陳鄒諸儒學案補遺(補35)	劉氏<劉拱>家學
樓安	龜山學案補遺(補25)	吳園<張根>家學
張胡	○	
潘特	范呂諸儒學案補遺(補19)	權氏<權邦彥>門人
鄭疎	武夷學案(34)	朱靳<朱長文・靳裁之>門人
陳淵	○	
楊愿	○	
王鐵	默堂學案(38)	程楊<程頤・楊時>門人
王喚	范許諸儒學案補遺(補45)	□□□□
王道	○	
王守	○	
李光	○	
林豹	元城學案(20)	元城<劉安世>門人
	周許諸儒學案(32)	橫塘<許景衡>門人

ように伊川の學問の系統を受けて宰相にまで昇進するものもあらわれた。また、北宋末から南宋初期にかけて、斷固として對金主戰論を主張した楊時も、程氏の學問の正統を傳えていると言われている。しかも、程氏の學問では、孔子が作りあげたといわれる「春秋」という古典的歴史書を研究していたので、いわば歴史研究の成果の一つとして、大義名分・正統・中華思想などが大きく取りあげられるようになった。そのうえ、この程氏の學問が、哲學界・思想界で大いに幅をき

有名である。王安石は、かたわら儒學の經義に新解釋を試み、これが王氏の新義として世間に流布した。しかも、新義が科擧の試験問題に採用されることにもなって、新義を修得して官僚になった者も多かった。元祐年間の舊法黨時代を経て、徽宗が立つと、蔡京らが王安石の新法を踏襲し、新義を重視した。やがて南宋になると、北宋の滅亡は蔡京らの政治が原因であり、それは新法が誤っていたことを證明するとともに、王氏の新義の獨斷的解釋がその根底にあった、ということになってしまった。そして、南宋では王安石の學問を徹底的に否定して行ったのである。これとは反對に、周敦頤に起源する程頤・程頤兄弟の學問は、とりわけ弟の程頤のそれは伊川の學としてようやく盛んになってきた。南宋初めには、この伊川の學問を攻撃することもおこなわれたが、結局は、新法が否定され舊法が行われた南宋では、伊川の學がますます隆盛になり、しかも、趙鼎の

かせるようになってきたから、學問をやる人の多くが程氏の學問を修得するようになり、當然の結果として、金國との間に對等ないしは一段低い立場に立って宋が講和することは、かれらにとって全く論外のことであった。

一方、宋元學案と宋元學案補遺とは、學問の内容や師弟關係、學問體系の傳承などにしたがって、多くの學派の名稱を立て、それぞれに當時の學者を配列したものである。もちろん、清朝考證學の方法論をうけて、王安石の學問なども一卷を費やして書かれているけれども、ほとんどはいわゆる宋學とか道學とか呼ばれるものに屬している學派である。この書物に特例的な學派はともかくとして、普通に書き込まれている學派に屬する人が、第一・二表の中で多く見いだせることは、秦檜の周邊には舊法黨系の人で、しかも學者が多かったということであり、それらの學者のほとんどが、程氏の學問と何らかのかかわりがあったのである。すでに、第二節でも若干ふれたけれども、宋史とか建炎以來繫年要録とかの資料には、秦檜がこの時期に講和論を述べ立てたという記録は全く見當らないのに、秦檜が金から歸って来た時と、紹興二年に宰相を罷免された時とだけに、いかにも終始對金講和を主張したように書いてある。これは、宋史にしても、建炎以來繫年要録にしても、はたまた當時の野史雜史や隨筆雜記にしても、すべて右に述べたような哲學者・思想家としての學者の手になるもの、あるいは、それらの人によって書きとめられたものをあとになってまとめたものであるがためのことである。實際、秦檜派・反秦檜派、あるいは主戰派・講和派という二つの對立する黨派があれば、双方どちらかの立場に立脚した書物や記録がなければ正確な判断はできないものである。ところが、ここで問題にしている事柄については、全く反秦檜派もしくは主戰派の側に立つ資料しかない。したがって、この時期に、秦檜が講和論を主張したという記録は故意に事實を曲げて書いたとしか考えられない。何となれば、いくら秦檜が悪者で賣國奴であろうと、自己の派閥にこれほど多く學者が居ることを知っておれば、講和論を主張することは、とりもなおさず自己の派閥の崩壊を意味するということくらいに單純な因果關係は理解できたに相違ないからである。とりわけ、悪者呼ばわりされる者には、えてして才長け

第三表 臺 諫 表 一

年/月	諫議大夫	司 諫	正 言	御史中丞	侍御史	殿中侍御史	監 察 御 史
建炎 4/7	黎確		吳表臣		沈與求		
/8	黎確		吳表臣	富直柔	沈與求→		
/9				富直柔		張延壽	韓璜 韓璜
/10			吳表臣	富直柔			
/11			吳表臣	富直柔→	張延壽		
/12						張誼行	黃龜年 韓璜 韓璜・江躋
紹興 1/1					張延壽		
/2	黎確				張延壽→		
/3						章 誼	
/4		韓璜					
/5	黎確						
/6	黎確→					章 誼 章 誼	
/7							
/8		韓璜			沈與求		
/9		韓璜			沈與求	章 誼	胡世將・劉一止
/10					沈與求		
/11		方孟卿・韓璜→			沈與求		婁寅亮・劉一止
/12		方孟卿				江 躋	婁寅亮
紹興 2/1	徐俯	方孟卿		沈與求	沈與求		
/2		方孟卿		沈與求		江 躋	黃龜年・婁寅亮→
/3				沈與求		江 躋	胡世將→
/4						江 躋	黃龜年
/閏4				沈與求		江 躋	黃龜年→
/5				沈與求			劉一止
/6		吳表臣 方孟卿		沈與求		江 躋	陳彙・林叔豹・明彙
/7				沈與求→	江躋	江 躋	劉一止→
/8		吳表臣→ 劉棻			江躋→	黃龜年	李靄
/9						黃龜年	李靄・唐輝・林叔豹・明彙→
/10	徐俯	劉棻				黃龜年	張綱・李靄・劉大中・李球

すぎて誤解され、その集積によつて前代未聞の悪者に仕立てあげられる者がある。恐らく、秦檜ほどの人物には、講和を主張することの危険は十分承知していたであらうし、宋金兩國の内部事情をみても時期尙早ということも重々知っていたにちがいなかるう。南宋における秦檜の第一回の登場では、むしろ宰相になったという実績をつくるために、有名な學者などを引き寄せて世論工作をした、と解することも可能である。

第一回の秦檜の登場に關して、今一つ注意すべきことは、そのために秦檜が宰相を罷免させられたのであるが、秦檜もしくは秦檜派の實力が決して強大なものではな

かったことである。政治をとる者にとって、あなどりがたく無視することのできないものは、御史臺と諫官である。ともに監察と批判とを職務とし、しかも世論の代表者の如き地位を占めている。宰相といえども、この臺諫（御史臺と諫官）を無視して政治を行なうことは不可能であった。第三表は、建炎三年七月から紹興二年十月までの、各種の臺諫の職務に誰が就任していたかを表わしたものである。そして、第一・二表の秦檜が推薦した人物と秦檜派と言われている人物を考えてみたい。この表によれば、いわゆる秦檜派の臺諫における勢力は、それほど強いものではなく、どの月をとっても、反秦檜派もしくは秦檜派に属さない人物の方が多かったことがわかる。この邊りにも、第一回の登場における秦檜の實力がうかがえるのであり、こんな情勢で講和論を打ちあげることがは自殺行爲にほかならないことが理解できようし、同時に、對金講和という秦檜の眞骨頂を發揮しないうちに免職になったのは、當然というべきである。

秦檜の第二回の登場は、紹興七年正月に樞密使に就任した時にはじまると考えてよい。ただ、実際には、紹興八年正月に第二宰相になった時から、派閥の頭目としての活躍がはじまるのである。そして、本稿では、紹興十一年十一月の金との講和が締結された時までを、便宜的に第二回の登場期間として考える。この時期における秦檜派は、とりもなおさず講和派であり、講和反対派はすなわち反秦檜派であると考えられる。この分類にしたがって、まず第四表に秦檜が推薦した人物をならべてみた。この表では、建炎以来繫年要録に記載されている時間的順序にしたがって人物を記し、孫近以下鄭仲熊までは、宋史秦檜傳によって補足してある。繫年要録の部分は、時間の経過に従って、宋元學案・宋元學案補遺に記載されるような學者が少なくなっていく、宋史の部分は、わずかに一人だけがいわゆる學者であったことがわかる。何若・汪勃・鄭仲熊の三人は、紹興年間に「専門之學」として學者を彈壓した時の秦檜側の人物であるから、宋元學案補遺に記載せられているとはいえ、これはいわゆる學者の分類には入れられないものである。秦檜が、第一回の登場のとき、世論工作のためあつて、學者を多く引き寄せたが、結局、秦檜派の強力な戦力にならず、しかも、講和論など主張しよう

第四表 秦檜が推舉した人

王次翁	景迂學案補遺 (補22)	侍御〈王伯庠〉先緒
何蕭	○	
向子諲	周許諸儒學案 (32)	橫塘〈許景衡〉門人別附
范良臣	元城學案補遺 (補20)	元城〈劉安世〉門人
魏光葵	趙張諸儒學案補遺 (補44)	忠簡〈趙鼎〉同調
李周樓	○	
梁汝嘉	元城學案 (20)	元城門人
鄭億年	龍川學案補遺 (補56)	龍川〈陳亮〉師承
張仲荀	范呂諸儒學案補遺 (補19)	
郭世則	士劉諸儒學案補遺 (補6)	梁氏〈梁佐・梁固〉家學
高程俱	○	
廖剛度	○	
董國熾	○	
馮俟高	○	
萬剛中	士劉諸儒學案補遺 (補6)	少卿〈江緯〉門人
劉大昉	龜山學案 (25)	龜山〈楊時〉門人
林三畏	○	
周敦厚	○	
孫近	○	
韓肖俊	○	
程克會	范許諸儒學案補遺 (補45)	程氏〈程達〉家學
李文愿	○	
楊若谷	范許諸儒學案補遺 (補45)	□□□□
李若谷	紹興學禁 (補96)	攻專門之學者
何若拂	○	
段勃方	紹興學禁 (補96)	攻專門之學者
汪大弼	○	
詹余復	○	
余章樸	○	
宋史才	○	
魏師遜	○	
施鉅	○	
鄭仲熊	紹興學禁 (補96)	攻專門之學者

ものなら、即刻潰滅してしまうような派閥しかつくり出せなかったことへの反省が、このような表にあらわれていると考
えられよう。

いよいよ秦檜が對金講和に邁進するようになる、秦檜の講和政策に賛同した人物は第五表のように少数になる。た
だ、第五表も建炎以来繫年要録によって、その時間的経過に従いながら人物をならべてあるから、たとえば第四表の最初
に見える王次翁のように、終始秦檜につき従った人物が、繫年要録に資料が記載されてないため、第五表に出てこない

第五表 秦檜の和議に賛同した人

孫	近	○	
王	倫	○	
向	子	○	元城學案補遺 (補20)
范	同	○	趙張諸儒學案補遺 (補44)
勾	龍	○	
馮	如	○	
莫	淵	○	
施	熾	○	
沈	廷	○	
李	該	○	漢上學案 (37)
章	誼	○	
張	誼	○	
	俊	○	

漢上〈朱震〉同調

秦檜の講和政策をめぐって

というようなこともあることを注意しなければならない。さて、第五表では、ただ三人だけが、いわゆる學者であって、他はすべて、學者であり政治家であるものに對する意味で、實務家的な政治家であったと言えよう。同時に、ほとんどの秦檜派の人物は、氏素性のはっきりしない怪しげな人物であったともいい切ることが可能である。最後にみえる張俊は、軍人上りの人物であることも異例である。この表によっても、當時流行していた學問の内容がわかるように思われるし、學者にとつて、漢人の國家が夷狄の國と、しかも一段低い立場で講和することが堪えられない屈辱であったということが推測できるようである。また、たとえ後世の歴史家が、秦檜の講和は、當時の南宋の實情からやむをえないものであったと

論じてみても、當時のいわゆる學者にとつては、我慢のならないものであったことがわかるのである。

逆に、秦檜の對金講和に反對した人物は、第六表にまとめられた通り、當時の錚々たる人物を含めて、相當な數にのぼっている。しかもその大多數が、先に述べた宋元學案・宋元學案補遺に名を連ねている學者である。そしてこの二つの書籍に名を見出せない人物には、岳飛・韓世忠のような將軍達も含まれているから、まずほとんどの反講和派・反秦檜派の人物は、いわゆる宋學とか道學とかいわれる當時の學問と何らかの關係をもっていた者であると考えてよからう。なお、第六表は、講和に反對した人物を、宋元學案・同補遺に記載された卷數順にならべたもので、建炎以來繫年要録によつてはいるが、時間的な順序で配列したものではない。

王安石が新法を施行した時、「小人」を任用して手足の如く使っているという非難があつたが、秦檜も同様に面倒な理論家よりも、氏素性がはっきりしないとも言

第七表 臺 諫 表 二

	給 事 中	諫 議 大 夫	司 諫	正 言	御 史 中 丞	侍 御 史	殿 中 侍 御 史	監 察 御 史
紹興6/12			陳公輔 王縉			周秘		
紹興7/1			陳公輔 王縉			周秘	石公揆	
/2	胡世將		陳公輔 王縉					趙煥
/3								
/4	胡世將		陳公輔 王縉					
/5			陳公輔 王縉			周秘	石公揆	趙煥
/6	胡世將		陳公輔→王縉					
/7			王縉	李誼				李訢・李公懋
/8			王縉	李誼	周秘		石公揆	金安節
/9			王縉	李誼	周秘		石公揆	趙煥
/10	傅崧卿・吳表臣		王縉→	李誼	周秘→	石公揆	石公揆	
/10				辛次膺	李誼	石公揆	金安節	趙煥→
/11	吳表臣			辛次膺		石公揆	金安節	蕭振→
/12						石公揆	金安節	
紹興8/1	傅崧卿→			辛次膺→	常同	石公揆	張綱 金安節	李公懋→
/2					常同		張綱 金安節	
/3	張致遠			李誼	常同		張綱	李奕 張戒 閔邱昕→
/4	張致遠・吳表臣			李誼	常同			張戒
/5	吳表臣→・勾壽			李誼	常同			張戒
/6				李誼	常同			張戒
/7			李誼		常同			張戒
/8			李誼			蕭振	張綱→ 張戒	黃鑿→李奕→
/9	張致遠 勾壽→		李誼			蕭振	張戒	方廷實・鄭剛中
/10			李誼			蕭振	張戒	
/11	張致遠→・樓昭				勾龍如淵	蕭振→	張戒→ 鄭剛中	
/12	樓昭				勾龍如淵	施庭臣	鄭剛中	方庭實・施庭臣
紹興9/1	樓昭				勾龍如淵	施庭臣→	鄭剛中→	曾統
/2	蘇符	曾統	李誼→		勾龍如淵→		鄭剛中→	方庭實→・王利用・李來→
/3		曾統			廖剛		謝祖信	
/4		曾統			廖剛		謝祖信→	陳淵・陳誼
/5		曾統			廖剛		周葵	何錡
/6	劉一止				廖剛		周葵	
/7							周葵	王利用→
/8	蘇符	曾統					周葵→・何錡	
/9	蘇符→・馮楙・劉一止	曾統						
/10					陳淵			
/11	馮楙・劉一止				陳淵 廖剛		何錡	
/12	劉一止→	曾統→			陳淵 廖剛		何錡	
紹興10/1					陳淵→	廖剛→・王次翁	羅汝楫	羅汝楫
/2			何錡					朱彪・祝師龍
/3			何錡		王次翁			
/4					王次翁			張恂→
/5					王次翁			
/6	馮楙→		何錡				羅汝楫	
/10			何錡		王次翁			祝師龍・万俟卨・錢蒙・楊戩
/7					王次翁→ 何錡			
/8	范同			万俟卨				
/9				万俟卨				
/10					何錡			
/11				万俟卨	何錡			楊戩→・陳晉・吳傳→・梅克武
/12	林待聘							・錢蒙→
紹興11/1	林待聘						羅汝楫	
/2	林待聘							
/3					何錡		羅汝楫	祝師龍→
/4	范同・林待聘		万俟卨					
/5	林待聘				何錡			
/6			万俟卨					
/7	林待聘・程克俊		万俟卨		何錡		羅汝楫	
/8			万俟卨		何錡		羅汝楫→	
/9					何錡			
/10			万俟卨		何錡		胡汝明	胡汝明・陳士舉・陳晉→・梅
/11	程克俊	万俟卨・羅汝楫			何錡→・万俟卨			完實→・吳傳→・馬公彦
/12	林待聘→				万俟卨			施鉅・李益
紹興12/1	程克俊		羅汝楫		万俟卨		胡汝明	
/2							胡汝明	陳時舉→

秦檜の諱和政策をめぐって

ような意見を持ち、それを文書にしたためてみるというような人物も學者の中には多かった。やはり、もっと實務的な人物、少くとも現實離れた空理空論にふけることのない人物を願使しなければ、對金講和はいうまでもなく、自己の地位や黨派の安全はありえないということを、第一回の登場の際における苦い経験から、秦檜は十二分に理解していたに相違ない。さらに、臺諫にも十分な配慮が必要なことも、先の経験の教訓であった。第二回の秦檜の登場における臺諫は第七表のように、時の流れにしたがって、つまり秦檜の實力の伸長につれて、いわゆる秦檜一派の人物がすべての職務を占據していったのである。たとえば紹興十一年、講和締結の直前の時期には、全く秦檜派以外の人物は、この臺諫表には見當らないことでも、秦檜の周到な準備體制の一端が理解できるのである。

かくして、第二回の登場における秦檜は、前回の轍を十分克服し、理論倒れの學者連中を排除し、臺諫のすべてに自分の息のかかった人物を配置し、何の氣兼ねもなく思い切った手を打てるようにした。そして、もっとも講和を妨害する恐れのある、強固な意志も現状に對する理解もなく、常に戦争と平和の間を右往左往していた高宗を、再三思慮を求めた上で、講和に意志を決定させるといふ策略を用いておさえ込んだ。口うるさい學者や思想家連中は、主要な職務から追放してしまい、政策遂行にかかわりをもつ役職は、秦檜一派で獨占することに成功した。こうなるとは、講和に對する宋側の準備はすべて整ったのであり、交渉相手の金國の内部事情を度外視すれば、講和の成立は坂道を一気に降るも同然のことになったのである。

六、おわりに

秦檜が賣國集團の頭目であったかどうか。このことを明らかにすることが本稿の目的ではないことは、最初に述べたと

おりである。けれども、簡単に述べた秦檜の傳記をみると、秦檜が賣國奴であったとは、單純に結論できないようである。北宋末期の國をあげての混亂の中で、一貫して宋の皇室の保全を主張し、領土の割讓に斷固として反對したことは、反對派の連中でも評價しないわけにはゆかなかつた。これらの行動は、忠君愛國の表現もしくは行動形態の一つとして承認されていたのである。

南宋に入つて、秦檜が講和論へ傾斜し變身して行つたことは、すでに趙翼らが述べているように、南宋の實力を理解すれば當然の結論となり、講和へ直進して行つた秦檜は、現實を把握する能力を備えた秀れた政治家として評價されるべきであることになる。

それでは、講和の實現のために、高名であり、秀れた人物であつたと言われる、いわゆる學者政治家を追い出したことはどうであろうか。先の趙翼をはじめとして、秦檜に理解ある態度を示した人達が、講和論とその實行を評價しながら、こうした學者政治家らのいわゆる「君子」を追放して「小人」を任用したということと秦檜を非難している。しかし、宋代の官僚社會が、科擧に合格した相當な知識人によって構成されていしたこと、官僚達が單なる政治上の意見の同異によつてだけではなく、それぞれのより低次元の利害得失によつて黨派を構成していたことに注意しなければならぬ。しかも、年々増加していく科擧の合格者にくらべ、彼らの就職口の數はほとんど固定して動かないのであるから、嚴しい就職難が生まれてき、これも黨派を醸成する一つの原因になつた。そして、黨派間の争いは、直接自分達の地位や權力に結びつくのであるから、いっそうはげしくなつて行つた。三・四節で簡單な南宋初期の政治の動きをみたのであるが、ここにおいても、こうした黨派間の争いの性格が理解できるのである。さらに言えば、北宋の王安石が新法を施行した時にも、同じような現象がおこつていたのであるから、秦檜時代の黨派の問題も、その延長線上の一つであつたと言えるであろう。政局擔當者に反對する立場の官僚達は、純粹に政治上の問題についての反對派だけではなく、その中に複雑な人間關

係が入って来るようになる。やがて對立する黨派に加える攻撃や非難は、自然に心情的なものが中心になってきて、それが政局擔當者に對して行われたものであれば、一種の反權力行動として、むしろその方が官僚達の間で、そして時には一般の人々の間でも、もてはやされるようになる。その結果、秦檜などは稀代の悪者になってしまったのではあるまいか。

こういう状態の中で、さらに宋代的な特徴の一つとして、言論を職務とする官僚の問題がある。諫官・御史臺系統の官僚は、時の政治をはじめとして、あらゆる問題について皇帝に對して意見を述べるのが職務であった。皇帝がかねらの意見を採用すれば、宰相であれ誰であれ、たちまちその地位から追い出されてしまうのであり、どんな苦心のすえ施行された政策でも、一朝にして廢止の運命におちいるのである。皇帝が確固たる信念と政治姿勢とをもっていけば問題はなない。しかし、本稿でとりあげた高宗のような皇帝の場合、つまり場當りの政治的展望しかもっていない人物が皇帝である場合は、政局の擔當者はどうしても周圍から皇帝に入る雜音を制禦ないし消去する必要がある。高宗の即位以来、數多くの宰相が任命され、彼らが自己の政治上の見解にしたがって政策を實行していくことが全く不可能なほど短い期間で、宰相の地位を追われて行った。いうまでもなく、高宗が政局に對する不動の見識と展望を缺き、しかも情勢の變化につれて入るいろいろな雜音に動かされて、つぎつぎ無原則に宰相をとり換えたためにほかならない。秦檜に限らず、誰が政局を擔當したところで、國家の大問題を解決するために、一つの結論を出し實行しようとするれば、こうした雜音を防止する手段を考えるのは當然のことであろう。その際、雜音の一大根源である諫官や御史臺を中心に、主要な地位から、對立する政策を主張したり、反對のための反對の議論をするような連中を追い出すのも、また至極當然のことであろう。とりわけ、議論倒れの學者政治家は、秦檜のような立場にある人物から嫌われるのもこれまた當然のことで、秦檜に追われた人々が學問的にどんなにすぐれた人間であったとしても、一人秦檜だけが悪者呼ばわりされるのは、それもかなり心情的に非難攻撃されているのは、とるに足らない問題ではなからうか。そして、反秦檜側の人々が、追放された鬱憤を晴らすよ

うにして書いたのではないかと考えられる数多い資料をそのまま信じ込んでなされる論評は、もっと問題にならないのではないであろうか。

次に秦檜派の人物についてふれておきたい。秦檜が大多数の反対派に逆って講和を遂行するため、統禦しやすい人物を自己の周辺に集め、これを主要な地位に配置したことは、いわゆる「小人」を任用したとして、王安石と同じような非難をうけている。けれども、すでに述べたように、自己の政策を遂行しようとすれば、しかも時の大勢に逆ってまでも敢えて實行せんとすれば、誰であろうと同じような手段に訴えるものであろう。したがって、君子か小人かの議論は的外れ以外の何ものでもない。

ところで、五節に述べたように、秦檜が推薦したり、あるいは秦檜派の人間であると言われたりしている人物の中で、秦檜が講和締結に乗り出すと、講和反対派すなわち反秦檜に轉身した人物が何人かいる。潘良貴・樓炤・張燾・胡世將・蕭振・梁汝嘉・鄭剛中らがそうで、胡世將を除けば、すべて宋元學案・宋元學案補遺に名を連ねる學者・思想家である。このほか、陳淵と廖剛は、積極的に講和反対の意志表示はしなかったが、講和論には必ずしも賛成しない態度を取り、秦檜に追い出された。そして、この二人も先の人達と同じ學者・思想家に屬する。こうした、少數の例でも、この頃の學問がいかに秦檜のやり方と對立していたものかが想像できるようである。

秦檜をめぐる人間關係について、もう一つ考えなければならぬのは、秦檜が永嘉郡（温州）出身の人を多く任用したことである。「秦檜は温州永嘉郡の人を起用して自分の黨派へ入れた。吳表臣と林待聘とは秦檜派の重鎮と呼ばれ、大官になって國政を左右した。温州永嘉郡の人であって、耳と目と口と鼻とがそなわってさえいけば、みな要路に登用され、さらに相互に推薦しあって昇格していった。その勢いたるや大變盛んで、人々は毎日毎月昇進してゆき、とどまるどころがなかった」という記録がある。¹⁹⁶ 秦檜は紹興五年六月に温州の知事に任命された。ちょうど最初の宰相位から追われ、再

任されるまでの間るときである。このおよそ一年のあいだに、温州の人物の中で、自分の政策を遂行するときに戦力として使えるような人間を見つけておいたのか、あるいは温州人そのものが秦檜の發想と同じような考え方をする人々で、温州が風土的にそうした人物を輩出する土地であったのか、のどちらかであったと考えられる。しかし、これはさらに考えなければならぬ。いずれにしても、議論倒れの學者政治家より、學問とは深いつながりがなくても實務家肌の人物が多かった秦檜の周圍に、いま一つ温州永嘉郡出身の人間が多かったことは興味ある事柄である。北宋時代の前半に、華北中原一帯の北人と、宋の建國以後に宋に統合された舊南唐を中心とする南人との間にはげしい黨派の争いがあったが、それは單に地理的な北と南との差ではなく、人物の能力や氣質、考え方などにも大きい差異があったといわれている。あるいは秦檜時代の温州の人々と、反秦檜派の人物たちの間にも、北宋の時と同じような違いが存在していたのかも知れない。

本稿では、秦檜の對金講和の推進の過程で、秦檜に贊成する連中とこれに反對する一派とが、それぞれ特徴ある性格、とくに當時の哲學・思想上の學問とのかかわりの問題がその裏にあったことを述べてきた。もちろん、政治に關する問題は複雑怪奇で、しばしば資料の枠を越えたところに核心がある場合が多く、本稿のように簡単な事實調べの結果の結論が、甚だ不十分なものであることは、あらためて言うまでもない。しかし、ここで取り上げたいいわゆる學者政治家、敢えていうなら宋學とか道學とかの影響をまともに受けた政治家の集團と、そうでない政治家集團との關係を詳細に解明することは、南宋史全體の理解にかかわる問題ではないかと考えられる。南宋では秦檜について、韓侂胄・史彌遠・賈似道ら悪名高い宰相が多數いて、すべて、現在我々が見ることのできる資料の中で激しい非難をうけている。人物評價の問題はさておくとしても、かれらの行った政治政策のすべてが、資料の額面通り、問題にならない愚かな行爲であったのかどうか、再検討の必要を感じるのである。南宋史、あるいは南宋政治史に限定してもよいが、その理解はここで述べたような學者政治家集團の問題を無視しては成り立たないのではないかと思われ、そのための一つの試みとして、數多くの缺點

があることを知りつつ、本稿をまとめてみた。

(一九七三、四、一五)

注

- (1) 朱子語類卷一三一。
秦檜舊作好人。時亦多有好相識。晚年都不與他。一切壞了。…略…
- (2) 朱子語類卷一三一。
秦老是士大夫之小人。…略…
- (3) 朱子語類卷一三一。
秦老倡和議以誤國。挾虜勢以邀君。終使彝倫敦壞。遺親後君。此其罪之大者。…略…
- (4) 最も簡明な説明は、桑原隲藏「東洋史教授資料」一七六項・一八〇項・一八一項。
宋史卷三六五岳飛傳。
…略…忠義之言。流出肺腑。真有諸葛孔明之風。而卒死於秦檜之手。蓋飛與檜。勢不兩立。使飛得志則金甌可復。宋恥可雪。檜得志則飛有死而已。…略…嗚呼冤哉。嗚呼冤哉。
- (6) 宋史卷四七三姦臣三秦檜傳。
…略…檜兩據相位。凡十九年。弑制君父。包藏禍心。倡和誤國。忘讎敦倫。一時忠臣良將。誅鋤略盡。其頑鈍無恥者。率爲檜用。
魏崧・壹是紀始卷四墳墓類。
岳武穆墳前設秦檜象始於明。
明正德八年。都指揮李隆。鑄銅爲之。乃秦檜・王氏・万俟卨三像。反接跪墓前。久被遊人撻碎。萬歷中。按察副使范深。更鑄以鍍。而添張俊一像。
- (8) 丘濬自身の著述の中には見られないが、丘濬の言葉として書きしるしたものが二つある。一は、明・王鏊の震澤紀聞で、二は明・鄭瑛の七

秦檜の講和政策をめぐって

- 修續彙である。震澤紀聞では「邱濬…略…其論秦檜曰。宋家至是。亦不得不與和親。南宋再造。檜之力也。…略…」といい、七修續彙卷三「武穆不能恢復。秦檜再造南宋」の項では、
先正邱文莊公濬嘗云。秦檜再造南宋。岳飛不能恢復。…略…夫以孝宗之時。尙財用之不足。高宗草創固可知矣。使急於用兵。徒促淪亡。故南渡以來。雖多良將。帝常爲賊驅。和議之後。敵緩民養。國方有久立之規。是檜之心雖私。而和之事則當。豈非鬼神陰有以成宋家之天下耶。邱蓋原其事。而究其理。非以右檜也。
- (9) 王夫之・宋論卷十高宗、第八節。「滔天之秦檜」。
王士禎・池北偶談卷九「秦檜復讐」。
宋寧宗嘉泰四年。追封岳飛爲鄂王。開禧二年。追奪秦檜爵。諡謬醜。此天下萬世公議。…略…
- (11) 錢大昕・十駕齋養新錄卷八「宋季恥議和」。
宋與金讐也。義不當和。而紹興君臣。主和議甚力。爲後世詬病。…略…其國勢積弱可知矣。然則從前之主和。以時勢論之。未爲失算也。…略…賈似道接鄂。遣使蒙古。請稱臣納幣。乃得退師。旣而盡諱其事。幽囚郝經等。置和議于不問。致蒙古興問罪之師。其曲在宋。不在蒙古也。我弱彼強。彼又先遣使。而必不肯主和以速其亡。蓋由道學諸儒恥言和議。…略…
- とある。引用部分に直接入らない所も、論旨を誤らぬよう併せて引いてある。
- (12) 趙翼・二十二史劄記卷二六「和議」。
義理之說。與時勢之論。往往不能相符。則有不可全執義理者。蓋義理必參之以時勢。乃爲眞義理也。…略…是宋之爲國。始終以和議而

存。不和議而亡。蓋其兵力本弱。而所值遼・金・元三朝。皆當勃興之運。天之所興。固非力可爭。以和保邦。猶不失圖全之善策。而耳食者。徒以和議爲辱。妄肆詆諆。眞所謂知義理。而不知時勢。聽其言則是。而究其實則不可行者也。

- (13) 陳登原「秦檜評」(金陵學報第一卷第一期 一九三六)
 - (14) 朱悞「宋金議和之新分析」(東方雜誌第三十三卷第十號 一九三六)
 - (15) 外山軍治「岳飛と秦檜——主戰論と講和論——」(支那歴史地理叢書 廬山房 一九三九)
 - (16) 顧友光「岳飛抗金的故事」(愛國主義通俗歴史故事小叢書 大中國圖書局 上海 一九五三)
 - (17) 鄧廣銘「岳飛傳」(生活・讀書・新知三聯書店 北京 一九五五)
 - (18) 沈炬煒「宋金戰爭史略」(湖北人民出版社 武漢 一九五八)
 - (19) 何竹淇「岳飛抗金史略」(生活・讀書・新知三聯書店 北京 一九六三)
 - (20) 李心傳・建炎以來繫年要錄(以下繫年要錄と略稱) 卷一六九紹興二十年十月丙申の條(五四二〇)。なお()内の數字は、文海出版社(臺灣 一九六八)の覆印本にうってある頁番號である。
 - (21) 彭百川・太平治蹟統類卷二八「祖宗科擧取人」の項、徽宗政和五年三月己卯の條に、
御集英殿策試。遂賜何臬・馬守・傅中行・秦檜・宇文衮純・郭封・呂大受・賀允中・史棗・田孝孫等以下六百七十人及第出身。…略…とあり、恐らく成績優秀な者の名前があげてあるものと考えられる。
 - (22) 宮崎市定・科擧(秋田屋 京都 一九四六)
 - 寺田剛一・宋代教育史概説(博文社 東京 一九六五)
 - 荒木敏一・宋代科擧制度研究(東洋史研究會 京都 一九六九)
- などの關係部分を參考。
- (23) 前記寺田宋代教育史概説。
 - (24) 太平治蹟統類卷二八「祖宗科擧取人」徽宗宣和五年三月の條。
詞擧兼茂科選人秦檜。循一資。檜江寧人。

宋會要輯稿選舉二二 宣和五年三月の條。
三省言。試詞擧兼茂科。迪功郎・前密州教授秦檜。…注略…考入次等。依格循資。

- (25) 詞擧兼茂科については、(22)所掲の宮崎・荒木著書參照。また、洪邁・容齋三筆卷十一「詞學科目」に簡明な説明がある。
- (26) 以下の説明は、前掲宮崎「科擧」三二―三五及び一八七―一九二頁。また、荒木「宋代科擧制度研究」第四章「科目」參照。
- (27) 秦檜の學問については、詳細なことは明らかでないが、南宋のごくはじめに、非常に短い期間、宰相になったことのある汪伯彥に秦檜が「從學」したことがあった。繫年要錄卷四六紹興元年八月辛卯の條三(一六四)及び繫年要錄卷一一三紹興七年八月癸巳の條(三五七〇)。
- (28) 宮崎市定・宋代の太學生生活(アジア史研究第一所収 東洋史研究會 京都 一九五七)
- (29) 寺田前掲著書五〇及び一二四頁。また、宋史卷一六五職官志五「國子監」の項。
宋史卷四七三「姦臣三」秦檜傳。
靖康元年。金兵攻汴京。遣使求三鎮。檜上兵機四事。一言金人要請無厭。乞止許燕山一路。二言金人狙詐。守禦不可緩。三乞集百官詳議。擇其當者。載之誓書。四乞館金使于外。不可令入門及引上殿。不報。
- (30) このほか、無名氏・靖康要錄卷七靖康元年五月の條、及び徐夢莘・三朝北盟會編卷二七靖康元年正月四日の條に詳しい内容が載せられている。なお、三朝北盟會編では「兵機三事」とある。
宋史提要編纂協力委員會・宋代史年表(東洋文庫 東京 一九六七)では靖康元年正月十四日としてあるが、靖康要錄では正月十日の日付になっている(卷一靖康元年正月十日の條)。
- (31) 靖康要錄卷七靖康元年五月十一日の條。なお、勾當公事は、宋史秦檜傳では幹當勾事につくっている。
靖康要錄卷二靖康元年二月四日の條。また三朝北盟會編卷三三靖康元

年二月三日の條には、それぞれの割地使の擔當地域が明記してある。
宋史秦檜傳。

(33) 三朝北盟會編卷三八靖康元年二月十五日の條に「河間府・中山府・太原府三大鎮。無慮二十州五十六縣」とあって、二十州五十六縣が「三鎮」という語に含まれていた。

(34) 楊仲良・通鑑長編紀事本末卷一四五欽宗皇帝「金寇」の項、(靖康六年)五月丁丑の條。

…略…初、離不還抵中山・河間兩鎮。兵民固守不肯下。肅王・張邦昌及割地使等。躬至城下說諭。即以矢石及之。…略…

(35) 靖康要錄卷七靖康元年五月十二日の條にも同じ記事がある。命檜借禮部侍郎。與程瑀爲割地使。奉肅王以往。金師退。檜・瑀至燕而還。

(36) 靖康要錄卷七靖康元年五月十一日の條。
宋史秦檜傳。

(38) 靖康要錄卷九靖康元年七月九日の條及び金史卷三天會四年七月戊子の條。

(39) 靖康要錄卷十一靖康元年十月十二日の條。

(40) 通鑑長編紀事本末卷一四五「金寇」靖康元年十一月己巳の條及び靖康要錄卷一二靖康元年十一月八日の條。また續資治通鑑長編拾補卷五七靖康元年十一月己巳の條は、通鑑長編紀事本末などが引かれている。

(41) 注(40)の諸書の記事に「清野」を建議したとする。

(42) 靖康要錄卷一三靖康元年十一月二十三日の條。

(43) 靖康要錄卷一三靖康元年十一月二十五日の條が最も詳しい。

(44) 靖康要錄卷一三靖康元年十一月二十五日の條。

(45) 注(44)と同じ條。

(46) 靖康要錄卷一四靖康元年十一月二十六日の條。

(47) 靖康要錄卷一五靖康二年二月六日の條、また三朝北盟會編卷八一靖康二年二月十四日の條。

(48) 通鑑長編紀事本末卷一四九「二聖北狩」靖康二年二月癸酉の條、及び

秦檜の講和政策をめぐる

續資治通鑑長編拾補卷五九靖康二年二月乙亥の條の注參照。
宋史卷四七三秦檜傳。

(49) 檜不願斧鉞之誅。言兩朝之利害。願復嗣君位。以安四方。非特大宋蒙福。亦大金萬世利也。

(50) 通鑑長編紀事本末卷一四九「二聖北狩」靖康二年二月乙亥の條、また續資治通鑑長編拾補卷六〇靖康二年三月乙巳の條。

(51) 通鑑長編紀事本末卷一四九靖康二年三月乙巳の條。靖康要錄卷一六靖康二年三月十五日の條。續資治通鑑長編拾補卷六〇靖康二年三月乙巳の條。

(52) 靖康要錄卷一六靖康二年三月二十八日の條。三朝北盟會編卷八七靖康二年三月二十八日の條。

(53) 三朝北盟會編卷八七靖康二年三月二十九日の條。また注(51)(52)の諸條。

(54) 繫年要錄卷三八建炎四年十月辛未の條(一四一〇)。

(55) 繫年要錄卷一六建炎二年六月の條(六七八)。なお金人の中國式の名前は、諸資料に相當な混亂がある。本稿では平凡社「アジア歴史辭典」などにみえる外山軍治氏の説に従って、資料をかってに改めてあるところがある。

(56) 注(55)に引いた資料につけてある双行の注參照。

(57) 繫年要錄卷三八建炎四年十月辛未の秦檜の歸國を述べた條(一四二〇)に、このあたりの事情や諸書の異同などがまとめられている。

(58) 繫年要錄卷三九建炎四年十一月丙午の條(一四四〇)。
…略…至行在。檜自言。殺監己者。奔舟來歸。朝士多疑之者。而宰相范宗尹・同知樞密院李回。與檜善。力薦其忠。乃命先見宰執於政事堂。翌日。引對。檜言。如欲天下無事。須是兩自南北自北。遂建議講和。且乞上致書左監軍昌求好。

(59) 繫年要錄卷三九建炎四年十一月丁未の條(一四四一)。
…略…上曰。檜樸忠過人。朕得之喜而不寐。…略…

(60) 繫年要錄卷三九建炎四年十一月丁未の條(一四四一)。

朝請郎試御史中丞致仕秦檜。試禮部尙書。賜銀帛二百匹兩。…略…
(范)宗尹言。檜初歸用乏。欲賜銀帛。又言。檜舊除資政殿學士。欲以經筵留之。上曰。未須如此。且與一事簡尙書。…略…

(61) 繫年要錄卷三九建炎四年十一月庚戌の條(一四四三)。

(62) 繫年要錄卷三九建炎四年十一月癸亥の條(一四五〇)。

(63) 繫年要錄卷四二紹興元年二月戊寅の條(一五〇〇)。

(64) 繫年要錄卷四二紹興元年二月辛巳の條(一五〇〇)。

(65) 繫年要錄卷四三紹興元年四月己巳の條(一五三九)、及び同書卷四四紹興元年五月丙午の條(一五六二)。

(66) 繫年要錄卷四四紹興元年五月丙申朔の條(一五五三)、及び同書同卷同年同月丁巳の條(一五六八)。

(67) 繫年要錄卷四五紹興元年六月丁丑の條(一五八四)。

(68) 繫年要錄卷四六紹興元年七月癸丑の條(一六一一)。なお、范宗尹については、宋史范宗尹傳のほか、建炎末紹興初の時期の繫年要錄に數多い資料がみられる。

(69) 繫年要錄卷四六紹興元年七月癸亥の條(一六一五)一七)。

(70) 繫年要錄卷四六紹興元年八月丁亥の條(一六二九)。

參知政事秦檜。守尙書右僕射・同中書門下平章事・兼知樞密院事。范宗尹既免。相位久虛。檜言曰。我有二策。可以聳動天下。或問。何以不言。檜曰。今無相。不可行也。語聞。遂有是命。

(71) 注(70)參照。

(72) 注(70)に續く双行注(一六三〇)、また繫年要錄卷四七紹興元年九月癸丑の條の双行注(一六五〇)、同書卷四九紹興元年十一月丁酉の條(一六九七)などを參照。

(73) 繫年要錄卷四七紹興元年九月癸丑の條(一六五〇)。

(74) 繫年要錄卷四八紹興元年十月乙丑の條(一六六八)一六九)。

(75) 繫年要錄卷四九紹興元年十一月乙未の條(一六九六)。なお、秦檜と胡安國との關係については、宋史卷四七三秦檜傳に、

…略…蓋(胡)安國嘗問人材於游酢。酢以檜爲言。且比之荀文若。

故安國力言檜賢於張浚諸人。檜亦力引安國。…略…

とあるように、これまた學者として高名な游酢を介して秦檜を知った胡安國が、當時の有力者達に秦檜を推薦しているのである。

(76) 繫年要錄卷四九紹興元年十一月丙辰の條(一七一四)。

(77) 繫年要錄卷五〇紹興元年十二月乙丑の條(一七三二)及び同書卷五一紹興二年二月丁卯の條(一七五八)。

(78) 繫年要錄卷五一紹興二年二月戊子の條(一七七五)。

(79) 繫年要錄卷五二紹興二年三月己未の條(一八〇五)。

(80) 繫年要錄卷五三紹興二年四月己卯の條の双行注(一八三三)。

(81) 注(80)參照。

(82) 繫年要錄卷五三紹興二年四月己卯の條(一八二二)一三)。

(83) 繫年要錄卷五三紹興四年四月癸未の條(一八一六)。

詔曰。朕寤寐中興。累年於茲。任人共政。治效缺然。載加放縱。登庸二相。蓋欲其謀斷。協濟事功。倚毗善遇。體貌惟均。凡一時啓擬薦聞之士。顧朕拔擢任使之間。隨其才器。試可乃已。豈有二哉。向慮。進用之人。才可勝德。心則媚與。潛效偏私。浸成離間。將見分朋植黨。互相傾搖。由辨之不早辨也。可不戒哉。繼自今。小大之臣。其各同心體國。敦尚中和。交修不逮。如或朋比阿附。以害吾政治者。其令臺諫論列聞奏。朕當嚴置典刑。以誅其意。

(84) 注(83)の詔勅の後に書かれた解説文の中に見えることば。

(85) 繫年要錄卷五四紹興二年五月壬戌の條(一八五一)。

(86) 繫年要錄卷五四紹興二年五月丙戌の條(一八六八)。

(87) 翟汝文・黃叔敖・胡世將・王居正・吳表臣・曾統・樓炤・張翥らは修政局の設置とともに任命された。注(86)を參照。章誼はややおくられて入局した。繫年要錄卷五五紹興二年六月甲申の條(一八八二)參照。

(88) 繫年要錄卷五六紹興二年七月癸酉の條(一九一〇)。

(89) 注(86)參照。

(90) 繫年要錄卷五六紹興二年七月甲戌の條(一九一二)。

(91) 繫年要錄卷五六紹興二年七月辛巳の條(一九一七)に、秦檜の失脚を

狙ったことが記されている。

(92) 繫年要録卷五七紹興二年八月壬辰の條(一九二四)に、

…略…先是。呂頤浩自江上還。欲傾秦檜。而未得其要。過平江。守臣席益謂之曰。目爲黨。可也。然黨魁在鎮關。當先去之。頤浩大喜。乃引(朱)勝非爲助。…略…

(93) 注(92)に續く資料を參照。

(94) 繫年要録卷五七紹興二年八月戊申の條(一九三九)。

(95) 繫年要録卷五七紹興二年八月己酉の條(一九四〇)。

(96) 繫年要録卷五七紹興二年八月庚戌の條(一九四〇)。

(97) 秦檜派の追放は、繫年要録卷五七及び五八の紹興二年八月末から九月にかけての條にはほとんどすべての資料がみえる。

(98) 繫年要録卷五七紹興二年八月甲寅の條(一九四四)。

(99) 繫年要録卷三九建炎四年十一月丁未の條(一四四二)。

…略…始朝廷雖數遣使。然但且守且和。而專與金人解仇議和。蓋自(秦)檜始。

(100) 繫年要録卷五七紹興二年八月癸卯の條(一九三六)。

淮東宣撫使劉光世言。通問使・朝奉郎王倫。還自金國。始朝廷遣人使敵。自宇文虛中之後。率募小臣或布衣。借官以行。如倫及朱弁・魏行可・崔縱・洪皓・張邵・孫悟輩。皆爲所拘。既而金左副元帥宗維。在雲中。遣都點檢烏陵思謀至館中。具言息兵議和之意。俾倫南歸。須使人往議…略…

(101) 繫年要録卷五七紹興二年八月甲寅の條(一九四四)。

…略…檜與左僕射呂頤浩不諧。頤浩既引朱勝非還朝。復自內批。令日赴都堂議事。位知樞密院事上。欲以逼秦檜。會邊報王倫來歸。殿中侍御史黃龜年。因劾檜專主和議。沮止國家恢復遠圖。且植黨專權。漸不可長。檜即上章辭位。上未許。前一日。頤浩與參知政事權邦彥留身上前。復言檜之短。上乃召兵部侍郎・兼直學士院蔡密禮入對。出檜所獻二策。大略。欲以河北人還金。中原人還劉豫。如斯而已。…略…

秦檜の講和政策をめぐって

(102) 繫年要録卷五八紹興二年九月己未の條(一九五〇)。

(103) 宋史秦檜傳。

(104) 宋史秦檜傳。

(105) 繫年要録卷一〇二紹興六年六月乙卯の條(三二六八)、及び同書卷一〇四同年八月丁未の條(三三一八)參照。

(106) 注(105)の八月丁未の條參照。

(107) 繫年要録卷一〇五紹興六年九月庚辰の條(三三四一)。

(108) 繫年要録卷一〇六紹興六年十月辛丑の條(三三六三)。

(109) 繫年要録卷一〇七紹興六年十二月甲午朔の條(三四〇〇)。

(110) 繫年要録卷一〇八紹興七年正月丁亥の條(三四五〇)。

(111) 繫年要録卷一〇七紹興六年十二月甲午朔の條(三四〇〇)。

…略…張浚。以(秦)檜在靖康中。建議立趙氏。不畏死。有力量可與共天下事。一時仁賢薦檜尤力。遂推引之。…略…

(112) 注(111)の條に續く双行注參照。

(113) 繫年要録卷一〇八紹興七年正月戊子の條的双行注(三四五一)。

(114) 宋史卷二八高宗本紀五紹興七年三月癸酉の條。

(115) 繫年要録卷一一二紹興七年七月壬申の條(三五五六)。

…略…參知政事張守。突入執(張)浚手曰。守向言秦舊德有聲。今與同列徐攻其人。似與昔異。晚節不免有患失心。是將爲天下深憂。蓋指樞密使秦檜也。浚以爲然。

(116) 繫年要録卷一一三紹興七年八月甲辰の條(三五八三)。

…略…是日。張浚留身求去位。上問可代者。浚不對。上曰。秦檜何如。浚曰。近與共事。始知其闇。上曰。然則用趙鼎。遂令浚擬批召鼎。…略…

(117) 繫年要録卷一一三紹興七年八月戊戌の條(三六四四)。

…略…(趙)鼎之初相也。上謂曰。卿既還相位。現任執政去留惟卿。鼎曰。秦檜不可令去。張守・陳與義乞罷。上皆許之。…略…

(118) 繫年要録卷一一七紹興七年十一月庚戌の條(三六九八)。

…略…(秦)檜曰。陛下但積德。中與固自有時。…略…

- (119) 繫年要錄卷一一七紹興七年十二月癸未の條(三七二三)。是日。徽猷閣待制王倫・右朝請郎高公繪。還自金國。初劉豫既廢。左副元帥魯國王昌乃送倫等歸曰。好報江南。既道塗無壅。和議自此平達。…略…
- (120) たとえば繫年要錄卷一一八紹興八年正月乙巳の條(三七二四)を參照。
- (121) 繫年要錄卷一二七・一一八に主戰派の議論が數多く載せられている。
- (122) 繫年要錄卷一一八紹興八年三月壬辰の條(三七四六)。樞密使秦檜。守尚書右僕射・同中書門下平章事・兼樞密使。前一日。趙鼎留身奏事。上曰。堂中必無異議者。又曰。秦檜久在樞府。得怨望否。鼎曰。檜大臣必不爾。然用之在陛下爾。況自有關。是夕鎖院制下。朝士皆相賀。…略…
- (123) 繫年要錄卷一一八紹興八年三月戊申の條(三七五五)。
- (124) 繫年要錄卷一一九紹興八年五月丙戌の條(三七六八)。
- (125) 繫年要錄卷一一九紹興八年五月辛亥の條(三七八三)や同書卷一二〇同年六月戊辰の條(三七九五)などを參照。
- (126) 繫年要錄卷一二二以下の紹興八年九月以後の諸資料を參照。
- (127) 繫年要錄卷一二二紹興八年十月甲戌の條(三八六五)。
- (128) 注(127)參照。
- (129) 繫年要錄の資料だけを見ると、卷一二二紹興八年十月乙亥の條(三八六九)、同卷同年同月辛巳の條(三八七三)、卷一二三同年十一月癸未朔の條(三八七五)、同卷同年同月甲申の條(三八七六)、同卷同年同月丙戌の條(三八七八)、同卷同年同月己丑の條(三八八一)、同卷同年同月甲辰の條(三九一〇)などを參照。
- (130) 繫年要錄卷一二四紹興八年十二月戊午の條(三九三六)、及び同書同年同月戊辰の條(三九四九)などを參照。
- (131) 繫年要錄卷一二四紹興八年十二月庚辰の條(三九七五〜七九)。
- (132) 繫年要錄卷一三七紹興十年九月壬寅朔の條(四三三四)。
- (133) 繫年要錄卷一四〇紹興十一年六月乙亥の條(四四二一)。

- (134) 繫年要錄卷一四二紹興十一年十一月壬子の條(四四八九)。
- (135) 學問の問題と秦檜とのかかりについては、庄司莊一「秦檜について」(甲南大學文學論集九 一九七〇)參照。
- (136) 繫年要錄卷一四四紹興十二年三月乙卯の條の双行注(四五四〇)に引用された朱勝非の秀水閑居錄に、

東南諸州。解額少舉子多。求牒試於轉運司。每七人取一名。比之本貫。難易百倍。秦檜於永嘉引州人。以為黨助。吳表臣・林待聘。號為黨魁。名為顯官。實操國柄。凡鄉士具耳目口鼻者。皆登要途。更相攀援。其勢炎炎。日遷月擢。無復程度。…略…
とあって、秦檜が温州永嘉郡の人を重用したことが知られる。

補工

第三表および第七表の臺諫表は、建炎以來繫年要錄にしたがって作成した。繫年要錄に臺諫の個人名が出てくると、その月その人は臺諫の職にあつたとして表中に記入した。したがって、第三表の「諫議大夫」の項の黎確の場合、建炎四年九月から紹興元年正月までの間、右諫議大夫であつたことは疑いないが、繫年要錄のこの時期のところに名前が出てこないために、表では空白になっているのである。

補II

本稿の注では、秦檜の動靜に關しては、できるだけ詳細に述べたつもりであるが、それ以外の點では一つ一つ注を付けなかつた。したがって、注の付けてない事實關係については、宋史本紀の徽宗・欽宗・高宗の部分、また宋史秦檜傳及び關係する諸人の列傳、さらに、續資治通鑑長編・同治補、資鑑長編紀事本末、靖康要錄、三朝北盟會編、建炎以來繫年要錄、中興小紀、金史の本紀と諸人の列傳、大金國史などの資料を使ってまとめてある。また、外山軍治・宮崎市定・佐伯富ら諸先生の論文・著書なども大いに参考させていただいた。